国別障害関連情報
バングラデシュ人民共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
バングラデシュ人民共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 6
2－1. 障害関連行政制度 6
2－2. 障害関連法令・政策文書 8
2－3. 障害関連施策 15
3. 国際条約及び国際協力等の実績 29
3－1. CRPD 批准による対応状況 29
3－2. マラケシュ条約実施状況 30
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 30
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 31
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 31
4. 障害関連団体の活動概況 34
4－1. 障害当事者団体の活動概要 34
4－2. 障害者支援団体の活動概要 35
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 37
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 37
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 37
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 38
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 38
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 39
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 39
6. 参考資料 40

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の割合（5～17 歳）（2021）....4
図 2 障害者の年齢別割合（2021）....4
図 3 障害の性別割合（5～17 歳）（2021）....5
図 4 居住地域別の障害者割合（5～17 歳）（2021）....5

表 1 国勢調査と障害者調査による全人口に占める障害者の割合....3
表 2 障害種別統計....3
表 3 バングラデシュにおける障害関連担当機関....6
表 4 障害者関連担当機関の概要....8

略語表

ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
A2i	Access to Information	情報アクセス
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CDD	Centre for Disability in Development	障害・開発センター
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of Child	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
DSM	Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders	精神疾患の診断・統計マニュアル
EU	European Union	欧州連合
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
H&I	Humanity & Inclusion	ヒューマニティ＆インクルージョン
HPNSP	Health, Population and Nutrition Sector Program	国家保健・人口・栄養セクター開発プログラム
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Disability Alliance	国際障害同盟
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NFOWD	National Forum of Organizations Working with the Disabled	障害者組織全国フォーラム
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NMC	National Monitoring Committee	国家モニタリング委員会
NSDC	National Skills Development Council	国家技術開発協議会
NSSS	National Social Security Strategy	国家社会保障戦略
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PRDH	Planète Réfugiés-Droits de l'Homme	プラネット・レフュジー
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SSPS	Social Security Policy Support	社会保障政策支援プログラム
RAPID	Research and Policy Integration for Development	開発のための研究・政策統合研究所
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術教育・職業訓練
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサルヘルスカバレッジ
UNDESA	United Nations Department of Economic and Social Affairs	国連経済社会局
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNHCR	The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNPRPD	UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者の権利のための国連パートナーシップ
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	2,593.41 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	2.39 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.03 %	2024 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.9 %	2022 年

人口

総人口	173,562,364 人	2024 年
男性人口比率	49.2 %	
女性人口比率	50.8 %	
都市人口比率	32.7 %	
農村人口比率	67.3 %	
出生時平均余命（全体）	74.6 歳	2023 年
男性	73.0 歳	
女性	76.3 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	10.4 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	24.4 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	5 年	
義務教育年数	5 年	
成人識字率（全体）	79.0 %	2022 年
男性	81.4 %	
女性	76.5 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-3-18)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-3-18)）に基づく。
[4] 初等教育義務法（1990）は 5 年間の初等教育（Grade 1–5）を定めている。前期中等教育は 3 年間（Grade 6–8）、後期中等教育は 3 年間以上である。国家教育政策 2010（National Education Policy 2010）に基づき、初等教育を 8 年間（Grade 1–8）とする方向で制度改革が進められているが、制度改編は十分に実施されていない。
https://reliefweb.int/report/bangladesh/national-education-policy-2010-enbn,
https://www.unesco.org/sdg4education2030/en/knowledge-hub/leveraging-families-assets-and-champions-promote-secondary-school-completion-and-success-bangladesh (参照 2026-6-9)

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	106.5 %	2024 年
男子	100.3 %	
女子	113.1 %	
中等教育（総就学率）		
全体	64.3 %	2024 年
男子	58.5 %	
女子	70.5 %	
高等教育（総就学率）		
全体	23.7 %	2024 年
男子	26.9 %	
女子	20.8 %	

雇用

失業率（全体）	4.7 %	2024 年
男性	4.3 %	
女性	5.3 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」と記す。）における障害の定義は、2013 年制定の障害者権利保護法に基づくものである。同法は、「障害者とは、社会的・環境的障壁によって、身体的、精神的、知的に十分に機能していない人々である。また社会に積極的に参加できない人々は障害者とされる」と定義している。

1－2－2. 障害に関する統計

2011 年の国勢調査において初めて障害にかかる調査が行われ、全人口に占める障害者の割合は 1.41%であった。2021 年の国勢調査では、同割合は 1.43%である。性別ごとの割合は男性 1.63%、女性 1.23%であった。国勢調査に加え、社会福祉省社会サービス局は、保健・家族福祉省とジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団（Jatiyo Protibondhi Unnayan）[5]の支援の下、全国障害調査を実施している。2021 年に実施された同調査[6]では、全人口に占める障害者の割合は 2.80%である。性別ごとの割合は男性 3.28%、女性 2.32%であり（表 1）、国勢調査の

[5] 社会福祉省傘下にある政府機関であり、障害者福祉を担当している。

[6] Bangladesh Bureau of Statistics (2022) Report on National Survey on Persons with Disabilities (NSPD) 2021（https://objectstorage.ap-dcc-gazipur-1.oraclecloud15.com/n/axvjbnqprylg/b/V2Ministry/o/office-bbs/2024/12/f3eabb9f68c14d13acc542a66c164873.pdf）

結果との乖離が指摘されている[7]。同調査は、2013 年に制定された障害者権利保護法(2-2 参照)に示された障害種別に障害者数の調査を行っている。障害種別人数は、社会福祉省の障害情報システム[8]のデータベースからインターネットを通じて公開されている(表 2)。

表 1 国勢調査と障害者調査による全人口に占める障害者の割合

	国勢調査 2021	全国障害者調査 2021
全国	1.43	2.80
男性(%)	1.63	3.28
女性(%)	1.23	2.32
農村部	1.50	2.89
男性(%)	N/A	3.44
女性(%)	N/A	2.35
都市部	1.08	2.45
男性(%)	N/A	2.69
女性(%)	N/A	2.20

出所：Bangladesh Bureau of Statistics (2022) を基に調査チームが作成

表 2 障害種別統計

	障害種	男性	女性	第三の性	合計
1.	自閉スペクトラム症[9]	60,451	37,942	55	98,448
2.	身体障害	1,287,536	775,017	1,437	2,063,990
3.	精神障害	87,678	60,478	101	148,257
4.	視覚障害	291,514	220,219	135	511,868
5.	言語障害	120,507	89,720	110	210,337
6.	知的障害	139,358	102,407	247	242,012
7.	聴覚障害	88,975	86,054	70	175,099
8.	盲ろう	8,905	7,731	5	16,641
9.	脳性麻痺	86,638	56,677	37	143,352
10.	ダウン症	4,490	3,524	10	8,024
11.	重複障害	146,709	106,569	131	253,409
12.	その他の障害	12,285	8,588	631	21,504
	合計	2,335,046	1,554,926	2,969	3,892,941

出所：社会福祉省障害情報システム

[7] Mohammad Abdur Rassaque and Emran Hasan (2024) Persons with Disabilities in Bangladesh: Addressing Gaps in Data, Social Protection, and Employment Accessibility, prepared for ILO Country Office for Bangladesh など
[8] www.dis.gov.bd(参照 2026-3-18)
[9] Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。

全国障害調査では、2016 年より障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットを使用し、6 つの生活機能領域（1）見る、2）聞く、3）歩く、4）記憶する、5）セルフケア、6）コミュニケーション）で調査結果をまとめている。6 つの生活機能領域の内、1 つ以上の機能に制限のある人が全人口に占める割合は、7.07%、内男性は 7.22%、女性は 6.91 %であった。他方、同年に実施された世帯収入支出調査でも、同じ質問紙セットが使用され、その調査結果では、1 つでも機能に制限のある人口の全人口に占める割合は、5.71%、内男性は 5.50%、女性は 5.92%であった。2021 年調査の結果を図 1～図 4 に示す。

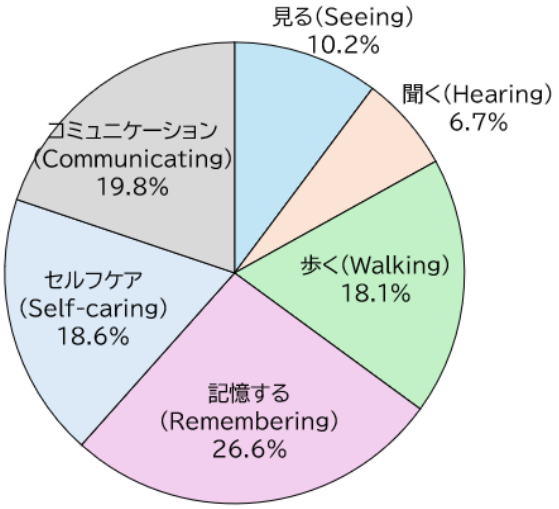


図 1 制限のある生活機能別の割合（5～17 歳）（2021）

最も高い割合は「記憶する」（26.6%）であり、次いで「コミュニケーション」（19.8%）、「セルフケア」（18.6%）が続く。「歩く」は 18.1%、「見る」は 10.2%であり、「聞く」が 6.7%と最も低い割合となっている。

出所：Bangladesh Bureau of Statistics (2022)を基に調査チームが作成

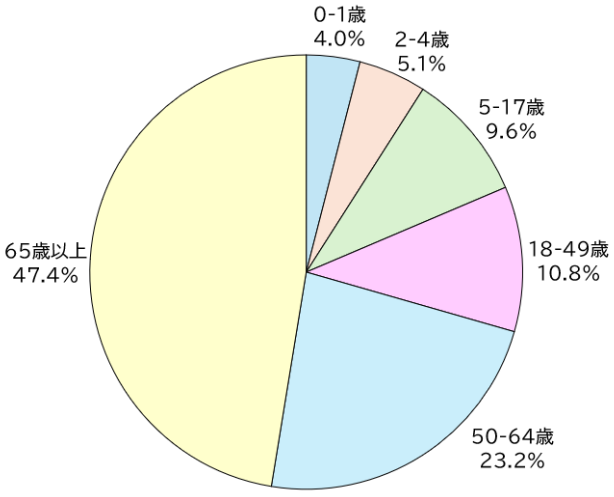


図 2 障害者の年齢別割合（2021）

65 歳以上が 47.4%と最も高く、ついで 50～64 歳が 23.2%、18～49 歳が 10.8%、5～17 歳が 9.6%となっている。0～1 歳は 4.0%、2～4 歳は 5.1 %にとどまっている。

出所：Bangladesh Bureau of Statistics (2022)を基に調査チームが作成

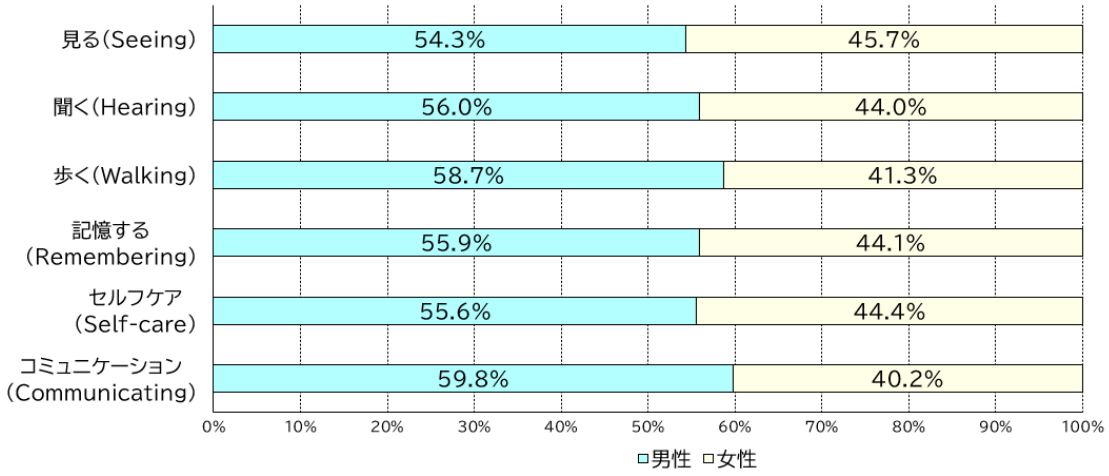


図 3 障害の性別割合（5～17 歳）（2021）

「見る」は男性 54.3%、女性 45.7%、「聞く」は男性 56.0%、女性 44.0%、「歩く」は男性 58.7%、女性 41.3%である。「記憶する」は男性 55.9%、女性 44.1%、「セルフケア」は男性 55.6%、女性 44.4%、「コミュニケーション」は男性 59.8%、女性 40.2%となっている。

出所：Bangladesh Bureau of Statistics (2022)を基に調査チームが作成

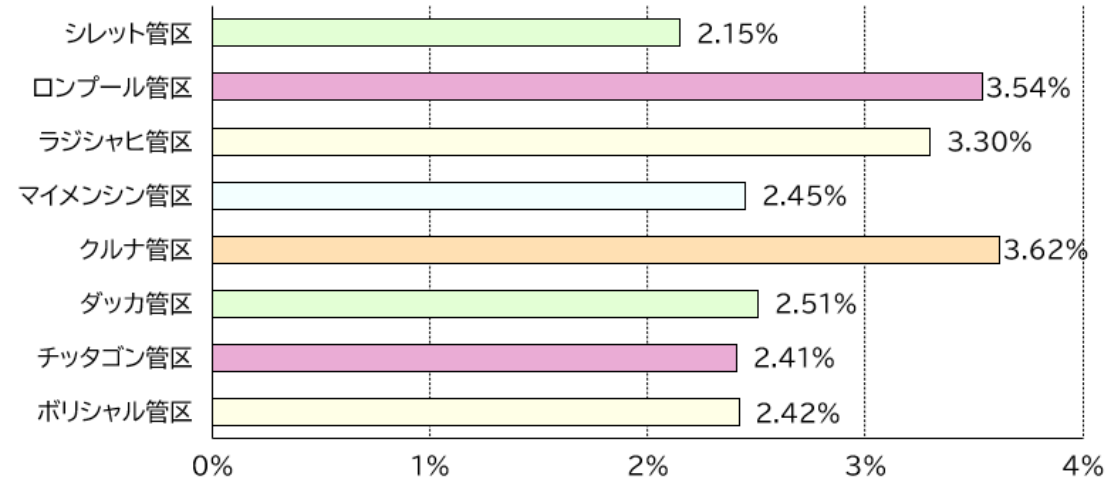


図 4 居住地域別の障害者割合（5～17 歳）（2021）

クルナ管区が 3.62%と最も高く、次いでロンプール管区 3.54%、ラジシャヒ管区 3.30%と続く。次いで、ダッカ管区 2.51%、マイメンシン管区 2.45%、ボリシャル管区 2.42%、チッタゴン管区 2.41%、シレット管区 2.15%の順となっている。

出所：Bangladesh Bureau of Statistics (2022)を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 3 バングラデシュにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	社会福祉省 (Ministry of Social Welfare) 社会サービス局 （Department of Social Services）	人材開発、貧困削減、福祉、不利な立場にある人々のための福祉向上を担当。社会福祉省傘下の社会サービス局は、社会保護と貧困削減のため、障害者手当・就学補助金の支給、障害の発見、訓練、特別学校運営、病院社会支援プログラム（Hospital Social Service Program）を通じた貧困層を対象とする心理社会的・経済支援サービス、コミュニティ開発、児童保護、職業技術開発、社会的不利の予防、周縁化された人々の生計向上支援、新型コロナウイルス感染症対応等、社会福祉に関する業務を広く担当。
2	ジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団[10]（Jatiyo Protibondhi Unnayan） （National Foundation for Development of the Disabled Persons）	1999 年に設立された社会福祉省傘下の政府機関。全国障害調査、国立特別支援教育センター、リソースセンター、ASD[11]児特別支援学校の運営、各種啓発活動等を実施。
3	保健・家族福祉省 （Ministry of Health and Family Welfare）	社会福祉省社会サービス局とジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団とともに、全国障害調査を実施。2010 年よりコミュニティヘルスプログラムを開始。WHO のガイドラインに沿った ASD 及び発達障害に関する訓練を受けたコミュニティ・ヘルス・ワーカーが農村地域においてスクリーニングと療育を実施。2011 年の国家保健政策より、視覚障害の予防を明記し、また ASD に焦点を置いた研究・研修等事業を承認している。

[10] https://jpuf.gov.bd/pages/static-pages/6922e0d2933eb65569e28bad（参照 2026-2-27）

[11] 自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。）

4	教育省 （Ministry of Education）	インクルーシブ教育の視点が盛り込まれた国家教育政策（2010）に基づき、インクルーシブ教育の促進を目指している。初等・大衆教育省は、初等教育と生涯学習を主管する。教育省は中等・高等教育と技術教育、マドラサ教育を主管し、職業訓練では、障害のある学生に 5%の割当制が設けられている。
5	初等・大衆教育省 （Ministry of Primary and Mass Education）	
6	女性・子ども省 （Ministry of Women and Children Affairs）	児童法に基づき、母子、児童福祉を中心に支援サービスを提供。児童発達センターを運営。
7	労働省 （Ministry of Labour and Employment）	障害者の雇用、就労、技術訓練を主管。労働力調査を通じて障害者の状況を把握し、インクルーシブな社会構築を目指している。
8	防災救援省 （Ministry of Disaster Management and Relief）	障害インクルーシブな防災を主管。防災ナレッジポータルを運営。
9	国家社会福祉協議会 (National Council of Social Welfare)	社会福祉関連の政策、法律等について協議・検討。
10	身体障害者保護信託 （Physically Disabled Protection Trust）	1990 年に設立された身体障害者の福祉のための信託基金。バングラデシュ政府とスウェーデン国際開発庁による身体障害者職業訓練事業を通じて、同基金の設立に至った。
11	発達障害保護信託 （Neuro-developmental Disability Protection Trust）	2013 年の信託法により、2014 年に設置された ASD 及び発達障害のある人々とその介護者の生活の質の改善のための信託基金。

出所：バングラデシュ政府が 2017 年に障害者権利委員会へ提出した政府報告書[12]、バングラデシュ政府ウェブ情報等を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況[13]

バングラデシュ政府は、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）第 33 条に基づく国の条約実施状況を監視するため、障害者に関する事項の調整、管理・監視を行う機関として、障害者権利保護法に基づき障害者の権利にかかる調整委員会を設立した。同委員会はその後、国家障害者権利条約監視委員会(National Monitoring Committee。以下、「NMC」という。）と改称し、機能が強化された。

[12] CRPD/C/BGD/1。以下、「政府報告」と記す。
[13] 政府報告（2017）に基づく。

表 4 障害者関連担当機関の概要

No.	機関名	概要
1	国家障害者権利条約監視委員会 (National Monitoring Committee)	46 省庁の代表者により構成され、CRPD の障害者権利委員会へ提出する政府報告の作成を担当。
2	国家人権委員会 （National Human Rights Commission)	2007 年に設立された国家独立機関。国民の基本的人権と自由について監視する責任を負う。憲法における人権尊重の促進のために設立された。障害及び ASD のある人々に関して、各テーマに沿った分科会が設置されており、苦情を受け付ける役割も果たしている。
3	障害者権利監視グループ （Disability Rights Watch Group: DRWG）	第三者機関として CRPD 履行の監視を行う市民社会の代表からなる監視グループ。

出所：政府報告、バングラデシュ政府ウェブ情報等を基に調査チームが作成

【地方政府行政】

バングラデシュの行政区画は 8 管区（Division）、64 県（District Council/Zila）、492 郡（Sub-District/Upazila/Thana）で構成されている。郡下に 4,554 のユニオンがある。都市部では大都市（City Corporation）と市（Municipality/Pourashava）が置かれている。

障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	障害者の権利にかかる調整委員会 (Monitoring Committees at district, upazila, city)	障害者権利保護法（2013 年）により設置された国家調整委員会の地方委員会。県委員会、Upazila（サブディストリクト）委員会、市委員会がそれぞれ設置されている。

2－2. 障害関連法令・政策文書[14]

バングラデシュの憲法（1972 年制定）は、すべての国民に対して平等な権利、人間の尊厳、基本的人権、及び社会的平等の確立の決意を明記している。障害者の権利、福祉及び発展を保護するため、2001 年に「障害者福祉法」を制定した。2014 年憲法改正によって、障害者への配慮及び差別の禁止が追加されている。2007 年の CRPD 批准を踏まえて 2013 年に障害者権利保護法を制定し、2015 年に障害者権利保護規則を策定した。2021 年には、障害者特定調査プ

[14] 政府報告（2017）に基づく。

ログラムを通じて得られた情報を、様々な公的・民間機関、一般市民、及び障害者が活用できるように障害者データ利用方針（Disability Data Access Policy）が承認されている。

法律名	障害者権利保護法（Persons with Disabilities Rights and Protection Act）[15]
施行年	2013 年
概要	2001 年に制定された医療モデルを基礎とする障害福祉法は、CRPD 批准を受けて社会モデルのアプローチを採用した同法に置き換えられた。同法の実施規定[16]は 2015 年に制定されている。同法では、障害者の 13 の一般的権利と 8 の基本的権利を以下のように定めている。 ＜一般的権利＞ 1) 生きること・成長すること 2) 法的に平等であるという認識と正義 3) 相続の権利 4) 表現・意見・情報の自由 5) 保護者・後見人・結婚生活・子ども及び関連する家族の生活 6) 社会・経済・国レベルの活動への積極的参加 7) 抑圧されない、安全で健康的な環境の十分な保護と設備 8) 身体的・心理社会的・芸術的スキルを含む障害者のためのすべての社会サービスへのアクセス 9) 聴覚障害者が必要としたときにベンガル手話サービスを利用できること 10) 個人情報の保護 11) 自律的な組織と福祉評議会または協会の創設と運営 12) 国民身分証明書を取得し、選挙に登録し、投票して選挙に参加できること 13) 法律に従って政府によって付与されたその他の権利 ＜基本的権利＞ 1) アクセシビリティ 2) すべての教育段階における教育機関内の適切な施設整備と一般教育及び共学への参加 3) 政府及び非政府組織における雇用 4) 雇用期間中の障害に対する補償の受給、または元の職位への復帰 5) 医療サービスの利用 6) 教育及び就労の場における法的措置と必要な環境 7) 文化、娯楽、観光、レジャー及びスポーツへの参加 8) 家族と離れて生活することになった後も、安全な居住環境またはリハビリテーションを受けられること

[15] https://www.dis.gov.bd/Documents/DisForm/protibondhibektirodhikarosurokkahaiyn.pdf（ベンガル語）（参照 2026-2-27）

[16]https://www.dis.gov.bd/Documents/DisForm/%E0%A6%AC%E0%A6%BF%E0%A6%A7%E0%A6%BF%E0%A6%AE%E0%A6%BE%E0%A6%B2%E0%A6%BE.pdf（ベンガル語）（参照 2026-2-27）

	関連委員会として、国家調整委員会、国家執行委員会、県委員会に加えて、Upazila 及び市委員会の設立を定めている。 同法の策定においては障害当事者とともに事業を実施する全国非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）ネットワークが草案作りを担った。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	発達障害者保護信託法（Neuro-developmental Disability Trust Act）[17]
施行年	2013 年
概要	CRPD 批准を受けて制定された発達障害者保護のための法律。同法によって発達障害者保護信託基金が設立された。なお、同法の施行規則が 2015 年に制定されている。また、発達障害国家戦略計画（2016-2021）が策定されている。

法律名	精神保健法（Mental Health Act）[18]
施行年	2018 年
概要	CRPD 批准を受け、1912 年成立の精神喪失法（Lunacy Act）を改め制定された、人権を基本にした新たな法律。

法律名	リハビリテーション評議会法（Rehabilitation Council Act）[19]
施行年	2018 年
概要	CRPD 批准を受けて制定された、リハビリテーションサービスの改善を目指すことを規定した法律。

法律名	国家教育法（草案）（National Education Act）[20]
施行年	未制定
概要	2010 年の国家教育政策を受けて、2011 年からインクルーシブ教育の視点が入れ込まれた教育法制定が試みられてきた。第一法案が 2012 年に準備されたが制定に至らず、2026 年案（ベンガル語版）が公開されている。草案では、初等教育は 1 年生から 5 年生までを対象とし、無償かつ義務教育であり、子どもの権利として位置づけられる。中等教育は 6 年生から 10 年生まで、11 年生と 12 年生は高等中等教育を構成する。中等教育には、一般教育、マドラサ教育、技術職業教育の各コースが含まれる。教育の質、教員

[17] http://www.shuchona.org/wp-content/uploads/2019/02/Neuro-Trust-Act-2013-20-Jan-1.pdf（参照 2026-2-26）
[18] https://www.refworld.org/sites/default/files/2024-07/en_mental_health_act.pdf（参照 2026-2-27）
[19] http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-1284.html（ベンガル語）（参照 2026-2-27）
[20] https://drive.google.com/file/d/16Cij26uX60KdJwsRtm3fYScSIKVpR80o/view（ベンガル語）（参照 2026-3-16）

	研修、研究、イノベーション、カリキュラム評価、政策提言を向上させるため、中央研究機関と国立研究評議会の設立を義務付けている。

法律名	初等教育義務法（Compulsory Primary Education Act）[21]
施行年	1990 年
概要	初等教育レベルにおける無償の義務教育を規定した法律。特別な教育的ニーズのある子どもの教育については、分離教育を行うと読み取れる記述がみられる。

法律名	労働法（Labour Act）[22]
施行年	2006 年
概要	雇用に関わる障害者の権利の保障について明記している。

法律名	児童法（Children Act）[23]
施行年	2013 年
概要	子どもの権利と差別の禁止を明記しており、障害児に関する特別な記述がある。

法律名	国家建設基準（National Building Code）[24]
施行年	2020 年
概要	ユニバーサルデザインの概念が盛り込まれている。

政策名	災害にかかる内務規定（Standing Orders on Disaster）[25]
施行年	2010 年、2019 年
概要	防災救援省によって策定された規定であり、防災訓練への障害者の参加促進、災害警報発生時における障害者のための警報伝達と避難にかかる配慮、災害中における障害者の安全な避難場所の確保、障害者専用シェルターの設置、復興時の社会経済的リハビリテーションの実施等、具体的な活動が盛り込まれている。2019 年版は仙台防災枠組に沿って作成されている。

[21] https://file-chittagong.portal.gov.bd/media/59a512a6-5c94-41b1-b368-b86e9c79338d/uploaded-files/1239englishcompulsory-pry-edu-act-1990.pdf（参照 2026-3-16）
[22] https://mccibd.org/wp-content/uploads/2021/09/Bangladesh-Labour-Act-2006_English-Upto-2018.pdf（参照 2026-3-16）
[23] https://www.dpp.gov.bd/upload_file/gazettes/15210_91883.pdf（参照 2026-3-16）
[24] https://policy.asiapacificenergy.org/node/3520（参照 2026-3-16）
[25] https://file-chittagong.portal.gov.bd/uploads/6b9a9df8-2650-4326-bbfd-55418d77e00d/681/9ce/7cb/6819ce7cb0a3f332539892.pdf（参照 2026-3-16）

【障害者政策】[26]

バングラデシュ政府は、1995 年に国家障害者政策を初めて策定した。6 年後の 2001 年に障害者福祉法が制定され、さらに 5 年後の 2006 年に国家障害者行動計画を策定した。これらは障害を理由とした差別を禁止することを目的の一つとしていた。

国家開発計画において、第 6 次 5 カ年計画（2011-2015）は、障害者を含む包括的な社会的保護と経済成長を目指すインクルーシブな方針を打ち出した。CRPD 批准を経て、2013 年には障害者権利保護法が制定された。これを受ける形で策定された第7次5カ年計画（2016-2020）では、SDGs の達成を軸に、保健、教育、情報アクセス、交通、防災、貧困等多岐にわたる分野で障害者課題の主流化が図られた。現行の第 8 次 5 カ年計画（2021-2026）は、第 7 次計画の方針を継承し、障害者の人権に基づくアプローチとして社会的保護プログラムの充実を通じた障害者の包摂の促進を明示している。

2012 年－2020 年の行動計画は[27]、障害者の包摂を推進しており、第 7 次 5 か年計画と整合している。2025 年には、新政権のもと、SDGs の目標と連動した 2026 年から 2030 年までのロードマップが草案され、2025 年 12 月に表明された[28]。

政策名	国家障害者行動計画（National Action Plan on Disability）
施行年	2006－2011
概要	障害者国家政策（1995 年）及び障害者福祉法（2001 年）の実施推進のために策定された 5 カ年計画。関連省庁に対して障害者の包摂、保護、差別禁止にかかる様々なイニシアチブの実施を義務付けている。

政策名	国家障害者行動計画（National Disability Action Plan）
施行年	2012－2020
概要	第 7 次 5 カ年計画（2016-2020）と同様に、障害インクルージョンを推進し、CRPD に沿った内容の計画。2019 年時点の行動計画には、2013 年の障害者権利保護法に従い、以下 18 の行動領域が示された。 1) 早期発見と予防：妊婦健診及び新生児の障害に関する早期スクリーニングに重点を置く。 2) 保健とリハビリテーション：インクルーシブな医療及びリハビリテーションサービスへのアクセスを確保する。 3) インクルーシブ教育：あらゆる教育段階において、障害のある子どもが直面する教育上の障壁を取り除く。 4) 技能開発と訓練：障害の種類ごとに特化した職業訓練を提供する。 5) 雇用と生計：雇用割当制（クオータ）の実施を含め、公的部門及び民間部門

[26] 政府報告（2017）に基づき記載
[27] 政府報告（2017）に基づき記載。同計画の原本はウェブ上で入手できないが、本調査で実施した支援団体に対するインタビューに基づき記載した。（2026 年 3 月 19 日 Centre for Disability in Development の Nazmul Bari 氏へインタビュー）
[28] 2026/27 年度に、UNDP の協力のもと最終化される予定（支援団体のニーズ調査より）

	における雇用機会を促進する。 6) 建築インフラのアクセシビリティ：公共の建物、道路、及び空間を、身体的にアクセス可能な状態へと改修する。 7) アクセシブルな交通：身体障害や感覚障害のある人が公共交通機関を利用できるようにする。 8) 情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」という。）へのアクセス：アクセシブルなウェブサイト、デジタルツール、及び「音声図書」の普及促進を図る。 9) 社会的保護とセーフティネット：障害者手当や保険制度を適切に管理する。 10) 障害女性：女性や女児が直面する特有の重複差別に対処する。 11) 障害のある子ども：障害のある子どもの権利と発達を保護する。 12) 災害リスク管理と気候変動：洪水、サイクロン、その他の災害発生時に、障害者を包摂した対応を確保する。 13) 司法及び法的保護：無料の法的支援を提供し、司法制度における公正な扱いを確保する。 14) 文化・スポーツ活動への参加：レクリエーション、芸術、競技スポーツへのインクルージョンを促進する。 15) 自助組織：障害者が主導する組織を支援し、そのアドボカシー活動を強化する。 16) 社会啓発と意識向上：全国的なメディアや地域社会でのキャンペーンを通じて、社会的偏見を軽減する。 17) 調査とデータ収集：障害者情報システムを改善し、正確な政策立案を確保する。 18) 全国的な調整とモニタリング：2013 年法に基づき設置された委員会が全 18 分野を監督する。

政策名	国家障害者行動計画 （Strategic Roadmap for a Disability-Inclusive Bangladesh (2026–2030) ）[29]
施行年	2026－2030
概要	SDGs の目標と連動した 2030 年までのロードマップ。第 9 次五か年計画と国家社会保障戦略（National Social Security Strategy。以下、「NSSS」という。）と連動。「慈善に基づく」モデルから「権利に基づく、システム全体でのインクルージョン」モデルへと転換し、以下 4 つを主要な柱とする。 1) ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と社会的保護：手当の拡充と雇用割当の制度化 2) インクルーシブ教育：障害のある生徒に対する地域社会の支援の強化 3) アクセシブルなインフラ：新規公共事業における物理的アクセシビリティ基準の徹底 4) デジタル・インクルージョン：アクセシブルな政府プラットフォームを通じた

[29] 政府報告（2017）に基づき記載。同計画の原本はウェブ上で入手できないが、本調査で実施した支援団体に対するインタビューに基づき記載した。（2026 年 3 月 19 日 Centre for Disability in Development の Nazmul Bari 氏へインタビュー）

	デジタル・ディバイドの解消 具体的な成果につなげる測定可能な目標として以下が設定されている。 1)教育の目標:特別支援教育から、インクルーシブ教育への移行 • 就学率の向上: 2030 年までに、一般の小中学校における障害のある児童の就学率を 30%増加させる • バリアフリーなインフラ: 新設される公立校舎の 100%に、スロープ、バリアフリートイレ、点字床材を設置する • 教員研修: 少なくとも 5 万人の小学校教員に対し、インクルーシブ教育法と基礎的な手話について研修を実施する • デジタル学習:1 年生から 10 年生までの国家指定教科書について、アクセシブルなデジタル版(点字、音声、または「トーキングブック」)を提供する 2)雇用・生計の目標:既存のクオータ制を徹底し、民間部門における雇用機会を拡大 • 公共部門の割当: 政府のクラス I 及び II の職務における障害者の 1%割当、並びにクラス III 及び IV の職務における障害者及び孤児出身者を対象とした 10%割当を厳格に実施する • 民間部門へのインセンティブ: 総従業員数の少なくとも 10%(または 25 名)を障害者が占める民間企業に対し、税額控除を提供する • 職業訓練: すべての政府系技術・職業教育訓練(Technical and Vocational Education and Training。以下、「TVET」という。)センターにおいて、定員の 5%を障害のある学生のために確保する • 自営業: 国立障害者開発財団を通じて、障害のある 10 万人の起業家にマイクロクレジット及び小規模事業助成金を支給する 3)目標のモニタリング • 障害者包摂型予算編成: 各省庁に対し、年間予算に「障害者タグ」を明記し、具体的な支出額を示すことを義務付ける • 全国障害カード(ゴールデン・シチズン・カード(スバルノ・カード)) の保有者の雇用状況をリアルタイムで監視するためのデジタル追跡システムを開発する

政策名	発達障害にかかる国家戦略計画 (National Strategic Plan for Neurodevelopmental Disorder)[30]
施行年	2016－2021
概要	発達障害[31]のある人々を支援するための総合的な計画。米国の Institute of Community Inclusion(ICI)と国内 NGO である Shuchona 財団により計画案が提案された。

[30] https://www.inclusivedevpartners.com/wp-content/uploads/2021/10/National-Strategic-Plan-for-NDDs-Bangladesh.pdf(参照 2026-3-23)

[31] 米精神医学会が発行し、精神疾患診断の国際基準の一つである「精神疾患の診断・統計マニュアル」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders:DSM)は、2013 年の改訂において発達障害を「神経発達障害(Neurodevelopmental Disorders)と改称している。本調査では「発達障害」と表記する。

政策名	国家精神保健戦略（National Mental Health Strategy）[32]
施行年	2020－2030
概要	精神保健にかかる総合的な施策、SDGs に即した目標設定を行い、貧困や栄養、人権、ジェンダー、子ども、青少年、自死、予防、ドラッグ、施設・インフラ整備、情報システム・研究、財政等、多セクター領域での取組を内包している。

2－3. 障害関連施策[33]

① 保健医療

法整備状況

2019 年の障害者国家行動計画は、障害の早期発見と予防のために、妊婦健診及び新生児の障害に関する早期スクリーニングを重点に置き、インクルーシブな医療及びリハビリテーションサービスへのアクセスの確保を目標としている。

国家保健政策では、2008 年の国家保健政策において、初めて視覚障害の予防について明記された。2011 年の国家保健政策[34]では、すべての人に対する普遍的な医療保障の達成が目標として掲げられた。1998 年から複数ドナーの共同支援によるセクター・ワイド・アプローチ（Sector-Wide Approaches）によって「国家保健・人口・栄養セクター開発プログラム（Health, Population and Nutrition Sector Program。以下、「HPNSP」という。）」[35]が実施されている。2011 年の国家保健政策に伴い、第 3 次 HPNSP（2011-2016）では、質の高い公平な医療サービスの提供と、特に貧困層への医療アクセスの向上を目標とした。障害関連の具体的な施策として、新生児ケアと早期診断の強化、精神保健や聴覚障害の早期発見とケアの推進を挙げた。第 5 次 HPNSP（2024-2029）では、質の高い保健・栄養・人口サービスの拡大、効率性と公平性の向上のために必要なシステム及びガバナンスの強化を目標としている。

精神保健については、保健・家族福祉省は ASD 及び発達障害に関する研究を委託し、全国の保健センターで発達障害者の登録簿を管理している。同省には国立自閉症アカデミー（National Academy for Autism & Neurodevelopmental Disorders）が置かれ、基礎研修コース向けに ASD 及び発達障害に関する研修モジュールが開発されている。

総括所見では、保健政策及びプログラム（締約国が策定中の新たな保健政策を含む）の策定過程における、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）による実質的な協議及び効果的な参加の欠如が指摘されている。

---

[32] https://nimh.gov.bd/wp-content/uploads/2023/04/Bangladesh-National-Mental-Health-Strategic-Plan-2020-2030.pdf（参照 2026-3-23）

[33] 政府報告（2017）、パラレルポート（2019, 2020, 2022）、及び関連省庁の戦略書や進捗報告、協働ドナーの評価報告書に基づく。

[34] http://app.mohfw.gov.bd/index.php?option=com_content&view=article&id=74&Itemid=92&lang=en（参照 2026-3-19）。これ以降、新しい国家政策は承認されていない。

[35] https://data.gffportal.org/sites/default/files/country-review/SIP%20Final_5th%20HPNSP_12%20June%202023.pdf（参照 2026-3-23）

医療サービスの提供状況

バングラデシュでは医療サービスの提供は地域差が大きく、アクセスが困難な地域には特別対策支援が計画され、障害者や高齢者、少数民族、女性や子ども、遠隔地域の住民などへのサービス格差を是正する取組が行われている。公的医療機関での診療は、原則無料ではあるが、サービス提供量の不足と低品質によって、自費で私立病院等を受診することが多い。

障害者リハビリテーションに特化した機関としては、ダッカに整形外科専門病院、全国の医科大学病院に設置された整形外科ユニット、ハンセン病専門の病院、肢体不自由者のための職業リハビリテーションセンター、県病院と Upazila 保健センターとジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団が運営する、統合型障害サービスセンター（Integrated Disability Service Centers: IDSC）が、全 64 県に 100 か所以上が設置され、政府によって運営されている。IDSC は、理学療法、言語療法、作業療法、聴力検査、視力検査、カウンセリング、紹介サービス等が無料で提供されている。また、いくつかの整形外科・義肢装具関連の機関、及び視覚障害者、知的障害者のための訓練センターが、民間セクター及びボランティア組織によって運営されている。ハンセン病関連では、ハンセン病当事者による自助グループが 2500 以上存在している[36]。

医療サービスへのアクセス

政府及び多くの NGO によって、コミュニティでの保健サービスやリハビリテーションが行われている。例えば、WHO の支援では、1979 年に CRP（Centre for the Rehabilitation of the Paralysed）が設立され、医療、リハビリテーション、及び支援サービスを提供している。また、WHO のガイドラインに沿った ASD 及び発達障害にかかる訓練を受けたコミュニティ・ヘルス・ワーカーが農村地域においてスクリーニングと療育を行っている。遠隔地域の障害者を対象とした IT 機器を使ったオンラインでの理学療法・作業療法・言語療法・心理療法等サービスの提供にかかる計画がなされている。

しかしながら、CRPD Platform-Bangladesh によるパラレルレポート（2020）によれば、『国家保健政策-2011』の付則 3 で、政府が貧困層、社会的弱者、高齢者、身体及び精神障害者の健康問題解決に注力するとされているにもかかわらず、医療サービス提供者は障害に関する訓練を受けておらず、大半の医療施設で適切な医療サービスを受けられず、医療サービスへの実質的なアクセスが困難である。また、聴覚障害者は、手話通訳サービスが欠如しているために医療サービスを受けられない、身体障害者は、医療施設が物理的にアクセシブルでないためにサービスにアクセスできないという状況にある。総括所見においては、医療システムにおける、障害者のニーズを理解するための医療専門職の研修に対する予算配分の不十分さが指摘されている。

[36] https://www.who.int/docs/default-source/ntds/leprosy/global-consultation-on-global-leprosy-strategy-2021-2030/14-disability-care-bangladesh.pdf（参照 2026-3-23）

健康状態

バングラデシュでは、平均余命が伸長し、母子死亡率や感染症罹患が減少したことで健康状態は大きく改善されている。伝統的な死因であった新生児の疾病の死亡割合は、2013 年から 2023 年までの 10 年間に 19.3%減少した[37]。しかしながら、2023 年時点の死亡原因は 4 位であり、2013 年の 4 位、2009 年の 3 位から大きな変化はない。2021 年の国家障害者調査によると、機能障害の原因は多岐にわたる。原因の報告は、障害当事者のほかに、特に母親や介護者による報告によるものが多い。原因の 1 位は、先天性要因であり（41.09%）、次いで疾病や疾患（36.35%）、転落（12.27%）、交通事故（5.53%）と続く。病気を主な原因として挙げた割合は、男性（32.79%）より女性（41.38%）が多く、交通事故は、女性（1.77%）より男性（8.20%）が高い。また、年齢別では、若い世代は高齢者より先天性を挙げる傾向が極めて強く、高齢者は疾病を挙げる傾向が強い。

支援機器

支援機器については、ジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団による支給事業が行われている。国内全県のサービス支援センター[38]を通じ、義肢、三輪車、歩行器、起立補助器、車いす、白杖などの支援機器を無料で提供している。CRPD Platform-Bangladesh によるパラレルレポート（2020）は、これらの支援は障害者のニーズを満たすには不十分としている。官民の企業が移動補助具や支援機器を設計・製造し、移動補助具は国内市場で限定的に入手可能である。しかしながら、国産品の水準は必ずしも高くなく、輸入品は国産品より高価で民間部門でのみ入手可能である。

健康保険

国民皆保険を意図した公的医療保険制度の整備は 2012 年より検討が始められた。2015 年から 2018 年まで、ドイツの支援でダッカ近郊の貧困地区の貧困線以下の世帯を対象に制度[39]のパイロット運用を開始した。対象者には健康カードが提供され、保険料は政府が負担し、サービス受診時の自己負担はない。2032 年までに皆保険の実現を目標とし、医療費の政府負担を 7 割まで引き上げることを計画している[40]。しかし、財源の確保や人的資源の不足、不十分な監視体制といった実施上の課題は大きい。2025 年には、ILO とパートナーシップを結び、障害とジェンダーに焦点を当てた制度構築を続けている。

また、ユニバーサルヘルスカバレッジ（Universal Health Coverage。以下、「UHC」という。）の

[37] Institute for Health Matrix and Evaluation. Bangladesh (www.healthdata.org/bangladesh).（参照 2026-3-19）。同資料によると、新生児障害は 2013 年も死因の 4 位、2009 年は死因の 3 位であった。
[38] Protibondhi Seba O Sahajjo Kendro (PSOSK) https://psosk.gaibandha.gov.bd/（参照 2026-3-23）
[39] シャストヨ スロクシャ カルマスチ（Shyasthyo Surokhsha Karmasuchi: SSK）http://oldweb.heu.gov.bd/shasthyo-shurokhsha-karmasuchi/（参照 2026-3-23）
[40] Health Economics Unit, MoHFW (2012) Expanding Social Protection for Health Towards Universal Coverage, Health Care Financing Strategy 2012-2032 http://oldweb.heu.gov.bd/pdf/Health%20Care%20Financing%20Strategy%202012-2032.pdf

達成を国家戦略として位置付け、2025 年 12 月の UHC ハイレベルフォーラムで、国家健康コンパクトに正式署名した[41]。2030 年までに、UHC サービスカバレッジ指数を 54 から 65 に改善し、出産時の医療従事者による分娩率を 70%から 80%に、妊婦の多重微量栄養素補給率を 0%から 80%に改善するなどを目標としている。

② 教育[42]

法整備状況

バングラデシュ政府は憲法第 28 条(3)及び初等教育義務法(1990)において、障害の有無にかかわらず全国民の教育を受ける権利が明記されている。2010 年に策定された国家教育政策[43]では、障害児の平等な教育の権利を保障することを目的として、特別支援教育の必要性に加えて、職業・技術教育における障害児の参加にかかる特別な配慮について触れている。大学等の高等教育については身体障害のある学生のみ差別の禁止について記述されている。

2010 年の国家教育政策を踏まえて、インクルーシブ教育の視点が入れ込まれた教育法制定が試みられてきた。第一法案は 2012 年に準備されたが制定に至らなかった。数度の修正が行われ、2026 年案(ベンガル語版)[44]が公開されているが本調査の時点で制定には至っていない。

就学状況

2021 年の国家障害者調査によると、5 歳～24 歳の障害児・者のうち、54%は正規教育を受けていない。同年齢の基礎教育の就学率は 23%、中等学校の就学率は 18%、高等学校の就学率は 1.6%である。全人口の基礎教育の就学率は 97%を超えており、大きな格差がある。

女性(62%)は男性(49%)よりも、正式な教育を受けていない割合が高く、都市部(48.82%)よりも農村部(56.14%)で高い。ASD、言語障害、脳性麻痺、ダウン症、重複障害のある人々のうち、高等教育を受けている者は一人もいない。世帯の資産状況と高等教育への就学は正の相関関係にあり、資産レベルが低い方から高い方へと向上するにつれて、高等教育を受けた障害者の割合は増加する。(最も貧しい世帯では 0.21%、最も裕福な世帯では 4.93%が高等教育を受けている)。障害者の識字率は 54%であるのに対し、全人口では 79%である。

学校の環境面では、新規に建設されるすべての学校について身体障害のある児童・生徒が使いやすいスロープを含むバリアフリーな設計とし、障害のある児童・生徒専用のトイレが各階に設置されることが政府報告(2012)[45]に明記されている。

---

41 https://thedocs.worldbank.org/en/doc/0273f33ab6ee48c5d842108b9b55c789-0140022025/related/National-Health-Compacts-Bangladesh.pdf(参照 2026-3-19)

42 政府報告(2017)に基づく。

43 https://file-chittagong.portal.gov.bd/files/www.lakshmipur.gov.bd/files/f97d6b95_2046_11e7_8f57_286ed488c766/National%20Education%20Policy-English%20corrected%20_2_.pdf(参照 2026-3-23)

44 https://drive.google.com/file/d/16Cij26uX60KdJwsRtm3fYScSIKVpR80o/view(ベンガル語)(参照 2026-3-16)

45 *Ibid.*

インクルーシブ教育

1990年に制定された初等教育義務法は、基礎教育がすべての児童を対象とする義務教育とした。2013 年の児童法[46]は、子どもの権利と差別の禁止を明記している。同年の障害者権利保護法において、インクルーシブ教育を、「バングラデシュのすべての学校において、障害のある児童・生徒に平等な教育が提供されること。教育機関は、いかなる理由であっても障害のある児童・生徒の入学を拒否してはならない。」と定義している。バングラデシュ政府とマルチドナーによる初等教育開発プログラム（Primary Education Development Program。以下、「PEDP」という。）において、すべての公立学校の教師は、インクルーシブ教育のための研修を受講した。2018 年の第四次 PEDP[47]では、特別な教育的ニーズや障害のある子どもが、公立学校で基礎教育を受けられることを目指した。2019 年には、特別支援教育政策が策定され、特別支援教育とインクルーシブ教育の両方を通じて障害のある子どもの主流化を図ることが目標とされた。特別学校の数が限られるため、通常学級に在籍する児童が多い。視覚障害児には、視覚障害児のための統合教育プログラム（Integrated Education Programme for the Visually Impaired）が全64 県の通常学級で実施され、ともに学ぶ機会となっている。同プログラムでは、視覚障害児は点字を使って学ぶこととなっている。点字本は身体障害者雇用・リハビリテーションセンター（Employment and Rehabilitation Centre for the Physically Handicapped）にある点字出版所において印刷されている。インクルーシブ教育の実践は、主に国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）や国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」という。）等ドナーの支援で実施されている[48]。

特別学校

特別学校は、社会福祉省が管轄している。政府が運営する障害児のための初等レベルの特別学校として、宿泊施設を備えた視覚障害児学校、聴覚障害児学校、肢体不自由児学校、肢体不自由児職業訓練センターがある。このほかに、知的障害児の学校が 62 校、ASD 児ための学校が 11 校運営されており、これは 2009 年に開始された特別教育規約によって規定された事業で、ジャティヨ・プロディボンディ・ウナヤン財団が運営している。ダッカにある国立特別教育センター（National Center for Special Education）は、聴覚・視覚・知的障害、ASD 児に寄宿制の特別支援教育を提供している。

NGO や私立の障害児学校、統合学校（Integrated School）、インクルーシブ教育学校は数多くあり、数千人の障害児が就学している。2010 年以来、政府はこれらの学校の内、知的障害児及び ASD 児を対象とした約 60 校に対して財政支援を行っている。

---

[46] https://www.unicef.org/bangladesh/sites/unicef.org.bangladesh/files/2018-07/Children%20Act%202013%20English.pdf（参照 2026-3-23）

[47] https://dmwatch.com/publication/the-fourth-primary-education-development-program/（参照 2026-3-23）

[48] 、米国開発庁（United States Agency for International Development）は障害児を対象としたインクルーシブ教育の主要ドナーであったが、2025 年に活動を停止した。本調査では詳細情報を確認できなかった。

以上の状況について、障害者権利委員会は以下を懸念事項として挙げている。

- インクルーシブ教育の発展ではなく、分離教育や特別教育（2019年の特別支援教育政策を含む）に過度に依存している
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害及び、または心理社会的障害のある者向けに、点字、手話、わかりやすい版などアクセシブルな形式の学習教材が不足している
- アクセシブルな交通機関や校舎が不足している
- 教育システムにおける専門家に対する点字、手話、わかりやすい版の研修が不十分である
- 障害のある児童・生徒に対して提供される個別支援と合理的配慮の水準が不十分である
- インクルーシブ教育の推進に向けた十分な予算配分が欠如している
- 教育システムに登録されている障害のある児童・生徒の数に関する、性別及び障害の種類別に分類された体系的なデータ収集が欠如している
- 特に農村部や遠隔地における小学校就学児童数の統計データが欠如している

③ ジェンダー（障害女性等）

法整備状況

2008 年に策定された国家女性開発政策（National Women Development Policy）において、初めて障害女性にかかる記述が追加された。CRPD の批准に沿い、2011 年に同政策が改訂され、障害女性の権利にかかる項目が挙げられた[49]。女性及び児童に対する暴力防止のための国家行動計画 2018-2030（National Action Plan to Prevent Violence Against Women and Children 2018-2030）」や「女性及び児童の抑圧防止法（2000 年、2003 年）（The Prevention of Women & Children Repression Act）」、及び「改正法案 2020 年」等、女性の障害者を対象とする関連法が存在する。

障害女性の状況

バングラデシュにおける障害女性の現状は、教育、保健、雇用等へのアクセスが制限されているとの指摘がある。1995 年の北京宣言及び行動綱領に基づくジェンダー平等の進捗を総括した「Beijing+25(2019)」のバングラデシュ国家レビューによると、障害女性は、女性であることと障害があることの交差性により、より複合的な差別や社会的偏見に直面している。教育、医療、雇用などの社会参加の機会に加え、結婚生活や家庭内支援へのアクセスは男性に比べて低い。公共の場における女性の活動範囲の拡大に伴い、ジェンダーに基づく暴力やセクシャルハラスメント、犯罪が不安な状況を生み出している。ジェンダー平等を推進する法が整備され、支援プログラムがあるにも関わらず、公共の場での女性の活動は安全でないとみなされている。

2022 年の労働力調査によると、障害者の労働力参加率はわずか 22.54%であり、男性では 32.22%、女性では 11.34%であった。障害者を含む 15 歳以上の労働人口の雇用率（就業者率）

[49] https://faolex.fao.org/docs/pdf/bgd149160.pdf（参照 2026-3-24）

は、全国レベルで 22.17%だが、男性では 31.73%、女性ではわずか 11.12%にとどまっている。

障害者権利委員会は以下を懸念事項として挙げている。

- 障害のある女性及び女児に対する、性別、年齢、及び／または民族的、言語的、宗教的背景に基づく持続的な複合的・交差的差別がある
- 2013 年制定の「障害者権利保護法」、及び 2011 年策定の国家女性開発政策が、周縁化されている少数派グループに属する障害のある女性及び女児の権利を包摂するよう見直されていない。また、その権利を保護するための包括的プログラムが策定されていない
- 障害のある女性及び女児の権利を主流化するための法律及び政策の見直しが行われていない。障害を理由とする離婚を認める法律や、障害のある親の権利と責任、及び養子縁組の権利に対する制限が含まれる。差別的な家族的・社会的慣習として、障害女性、特に知的障害及び／または心理社会的障害のある女性、並びにハンセン病の影響を受けた女性に対して行われる強制中絶や強制不妊手術、強制的な医療的、精神医学的介入、非自発的な精神科入院がある
- 障害女性を代表する組織が、生活のあらゆる側面におけるすべての意思決定プロセスに完全かつ効果的に参加することを妨げる重大な障壁が存在する

④　職業訓練、雇用、就労

<u>法整備状況</u>

2006 年に最初の労働法が制定され、雇用条件、最低賃金、労働時間、安全基準など、包括的な取り決めが行われた。産休に関する条項も含まれ、出産手当が規定された。2013 年、2018 年、2023 年と改正を重ね、ILO の国際基準に近づくように労働者の権利保護が強化されている。2013 年には、ラナ・プラザ崩壊事故を受けて、職場の安全性、労働組合の権利強化、労働者の福祉向上に重点を置き、いかなる障害者も危険性を伴う職場に就労してはならないと定められた。また、女性従業員が 20%を占める組織においては、労働組合の執行委員会に最低 10%の女性会員を含めなければならず、女性労働者の地位やステータスにかかわらず、女性の尊厳を汚すようなふるまいを行ってはならないと規定した。

2023 年の改正では、障害者雇用に関する条項がはじめて追記された（Part X – Employment of Persons with Disabilities）[50]。国の責務として、労働省による障害者の雇用機会の促進、障害者を雇用する事業者に対する特別奨励措置が規定された。さらに、障害者との雇用契約の留意点、障害発生による雇用の終了の禁止、障害のある被雇用者・雇用者の訓練・再訓練を規定している。女性労働者の出産前後 8 週間計 16 週間（120 日間）の休暇を都合の良い時期に取得できるようになり、また、労働組合の結成条件が緩和された。さらに、事業者は、障害のある従業員の安全、健康、アクセシビリティ及び福祉のニーズに対応するための措置を講じなけれ

[50] https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/116766/Labour%20Act%202023.pdf（参照 2026-3-24）

ばならないとされた。他方、従業員または雇用を希望する者が、何らかの疾病または身体的機能障害を抱えていて、そのために最低賃金の支払いを正当化する量及び質の労働を行うことができない場合、当該者は、同法で定められた最低賃金より低い特定の賃率での雇用許可を申請することができるとされている。

就労状況

バングラデシュ政府は、2012 年より公務員の職位レベル1から 4 を対象に、孤児及び障害者向けのクオータを 10%と定めている。幹部クラスには 1%を割り当てられている。民間企業ではクオータ制度は導入されていない。

政府の労働力調査（2022）[51]によると、バングラデシュの障害のある若者のうち、就労も就学もしていない割合（64%）は、障害のない若者（43%）に比べてかなり高い。失業率は、障害のない人々のそれよりも高い。国際労働統計家会議の枠組に基づいて[52]、バングラデシュの労働力の障害の有無及び性別による分布をみると、総労働力 5,968 万 2 千人のうち、障害者は 68 万 6,400 人（1.15%）であり、その内男性は 55 万 9,610 人（男性労働力の 1.19%）、女性は 12 万 6,790 人（女性労働力の 0.99%）である。このデータは、労働市場における障害者の参加率が非常に低く、特に女性においてその傾向が強いことを示している。賃金面では、障害のある労働者は、特に肉体労働において、同じ仕事をしている他の労働者よりも低い賃金を受け取ることが多い。バングラデシュにおいて障害者が就労していないことによる経済的損失は、年間約 11 億 8,000 万米ドル（バングラデシュの GDP の 1.74%）に上るという試算がある[53]。

こうした状況に対し、バングラデシュ雇用主協会は ILO と協力して障害者の就労促進のリーフレットを作成し、縫製業界等の企業の障害者雇用の事例を紹介している。障害者雇用を早く取り入れた企業が、就労機会と就労状況を示すことで、他社による障害者雇用の促進を目指している。就労先は、化粧品、衣類、医薬品産業から、銀行や携帯電話会社、コールセンターやアウトソーシング企業など拡大傾向にある。しかし、障害者の 52. 1%は農業部門に雇用されており、女性は 66.0%に上る。正規部門に就労している障害者は全体で 12.8%であり、男性は 15.7%、女性は 3.1%である[54]。残りのすべては非正規部門に従事している。

職業訓練

国家技術開発政策（2011）[55]は、TVET 及び技能訓練に関わる教育省等の政府機関、雇用者団体、労働者団体、民間の訓練機関及び NGO が一体となり策定された。単一の規制枠組を提示して品質保証を統一し、2021 年までの中所得国入りという国家目標達成に重要な役割を果

[51] Bangladesh Bureau of Statistics/UNPRPD/ILO (2025) Disability Insights from Labour Force Survey: DILFS 2022
[52] International Conference of Labour Statisticians（参照 2026-3-24）
[53] 同上
[54] 同上
[55] https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@asia/@ro-bangkok/@ilo-dhaka/documents/publication/wcms_113958.pdf（参照 2026-3-26）

たすものであった。同政策では、すべての政府訓練プログラムにおける障害者の主流化、合理的配慮の確保、包摂的な訓練カリキュラムの開発が含まれ、すべての技能開発プログラムにおいて障害者の入学率を 5%とすることが義務付けられている。職業訓練の政府主要機関は、首相府直轄の技術開発全国協議会（National Skills Development Authority）、教育省、労働雇用省、社会福祉省傘下の国立障害者訓練・リハビリテーションセンター、電気通信・情報技術省等である。訓練の実施には、障害者支援の NGO や障害当事者団体との連携が促進されている。教育省傘下の技術教育委員会が担当する公私セクターの一般 TVET 機関（ポリテクニックセンター、技術訓練センター）においても障害者枠 5%が設定され、支援機器へのアクセスや合理的配慮について、ILO が技術教育局を支援している[56]。障害者の訓練の提供元は、全国レベルでは、51.8%が政府機関であり、次いで NGO（23.2%）、その他の機関（12.5%）である。一定程度の訓練を受けた障害者が小規模な所得創出事業を開始できるように、政府はマイクロファイナンス事業にも着手している。政府が運営される銀行で実施されており、障害者によるグループローンへのアクセスが可能となっている。

前述の労働力調査（2022）によると、障害者のうち、職業訓練を受けているのは 0.21%にとどまった。障害男性のうち、職業訓練を受けているのは 0.28%、障害女性では 0.13%であった。研修内容は、男性の第 1 位は農作物の生産及び保存に関する研修で 28.0%、次いで 19.7%が既製服、第 3 位が 18.56%でコンピューターの研修である。女性の第 1 位は生産作物以外の農業（畜産等）（27.3%）、第 2 位は、保健・パラメディカルサービス（27.16%）、第 3 位は既製服（20.29%）である。現行の技術開発行動計画 2022-2027[57]では、障害者の職業訓練へのアクセスの改善とアウトリーチによる提供を目標に掲げている。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

法整備状況

全国民の社会保障と貧困削減を目的に、2015 年に国家社会保障戦略（NSSS）[58]を策定した。社会保障制度の改革を目標に、9 つの優先課題を掲げ、社会保障の拡大対象として極度の低所得グループに重点をおき、障害者も中核対象と位置付けた。NSSS を実施するため、UNDP とオーストラリア政府が社会保障政策支援プログラム（Social Security Policy Support。以下、「SSPS」という。）を実施している。NSSS は、25 の省庁が実施に関与し、ライフサイクルに沿ったプログラムの統合を図っている。

この他に、障害者を包摂した政策及び行動計画として、国家食料政策（National Food Policy 2006）[59]、国家食料政策・行動計画（National Food Policy Plan of Action 2008-2015）[60]によって、

[56] https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-dhaka/documents/publication/wcms_543298.pdf（参照 2026-3-26）
[57] https://objectstorage.ap-dcc-gazipur-1.oraclecloud15.com/n/axvjbnqprylg/b/V2Ministry/o/office-nsda/2024/12/cca9cbc127544ee2957295223e37acf4.pdf（参照 2026-3-26）
[58] https://socialprotection.gov.bd/national-social-security-strategy-nsss/（参照 2026-3-26）
[59] https://socialprotection.gov.bd/wp-content/uploads/2017/06/National-Food-Policy-2006-.pdf（参照 2026-3-26）
[60] https://objectstorage.ap-dcc-gazipur-1.oraclecloud15.com/n/axvjbnqprylg/b/V2Ministry/o/office-fpmu-

障害者の生計向上、農村地域における障害者の就労・社会参加の促進が図られている[61]。また、国家児童政策（National Children Policy 2011）[62]では、CRPD に沿って子どもの権利を保護し、各種イニシアチブの対象を障害児及び特別なニーズのある子どもに広げることを目的の一つとしている。

サービス提供の実態

全国障害調査の情報を基に障害者手当が支給されている。社会サービス局が全国の草の根レベルで活動するワーカーを通してアウトリーチを展開している。これにより、社会保障から取り残されがちな障害者、特に極度の貧困状態にある障害者を掘り起こしサービスへの連結を図っている。ワーカーはすべての世帯を訪問して基本情報を収集し、発見された障害者には識別センターへの訪問が求められる。同センターにおいて、訓練を受けた医師とリハビリテーション・ワーカーが障害の詳細にかかる評価を行い、全国障害カードを発行している。NSSS フェーズ II の最終レビューによると[63]、2020/21 年度から 2025/26 年度にかけて、障害手当の適用対象者は 95%増加し、老齢手当の適用対象者は 38.6%増加した。ジェンダーへの配慮、社会保護、都市部における社会保護が体系的に推進されると同時に、ガバナンス、調整、モニタリング、及び制度的能力が大幅に強化されたと評価している。

しかしながら、障害者の社会保護へのアクセスを分析した研究によると、社会保護プログラムに登録している障害者は全体の一部にとどまり、制度の利用が十分に広がっていないことが示されている[64]。また、国内の民間政策研究機関である Research and Policy Integration for Development（以下、「RAPID」という。）による政策ブリーフにおいても、障害者に対する社会保護のカバレッジは不十分であると明確に指摘されている[65]。このような低いカバレッジの背景として、情報アクセスの問題が挙げられる。社会保護プログラムに関する情報が十分に浸透しておらず、多くの障害者やその家族が制度の存在や申請方法を認識していないことが報告されている[66]。さらに、World Bank はバングラデシュでは障害に対する社会的スティグマが依然として強く、障害が恥や罰として認識される文化的背景が、障害の申告や制度利用をためらわせる要因となっていることを指摘している[67]。

政策面においても、こうした課題は認識されている。SSPS に関するレビューでは、障害に関

mofood/2024/12/4c02746d67154b97b2e49bd96cb237f2.pdf 参照 2026-3-26）

[61] Ministry of Food (2021) Bangladesh National Food and Nutrition Security Policy, Plan of Action 2021-2030 に引継がれている。

[62] https://childsocialprotection.gov.bd/public/upload/policy_files/202105240620National%20Children%20Policy%202011%20English.pdf（参照 2026-3-26）

[63] https://www.rapidbd.org/final-review-of-the-national-social-security-strategy-nsss-and-action-plan-phase-ii-2021-2026/（参照 2026-3-26）

[64] Rahman, M., Rana, M.S., Rahman, M.M., and Khan, M.N. (2024) *Exploring access to social protection by persons with disabilities in Bangladesh*.

[65] RAPID (2025) *Policy Brief: Persons with Disabilities in Bangladesh: Addressing Gaps in Data, Social Protection and Employment Accessibility*.

[66] Rahman et al. (2024)

[67] World Bank (2019) *Program Brief: Allowances for the Financially Insolvent Disabled*.

する認識不足とスティグマが制度利用の障壁となっていることから、啓発活動やアウトリーチを通じたインクルージョンの強化が優先課題であるとされている[68]。同レビューはまた、障害の過少申告、包括的なライフサイクル型社会保護プログラムからの排除、都市部における対象範囲の限定といった構造的課題を指摘している。さらに、RAPID による分析では、これらの課題の背景には、統合的なデータシステムの未整備や対象選定メカニズムの不備があるとされ、より精緻なデータ基盤と柔軟な政策対応の必要性が強調されている。加えて、政策上のコミットメントのみでは不十分であり、実務レベルにおいてアクセス障壁、社会的規範、さらにはデジタル・ディバイドに対応する運用戦略が不可欠であると指摘されている[69]。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

法整備状況

障害者権利保護法（2013）では、CRPD に準拠し、障害者が他者と平等に、物理的なインフラ、交通、コミュニケーション、情報、ICT を含むすべての一般向け施設、サービスにアクセスできることを保障している。バス等公共交通機関への 5%の障害者用席の設置等も規定している。SSPS では、全国障害カードを利用することで、鉄道切符、バス切符等の 50%割引等のサービスを受けられる。1993 年に初めて制定された国家建設基準（National Building Code1993）は、CRPD と障害者権利保護法（2013）に沿い 2017 年に第 2 次改訂がなされ、ユニバーサルデザインの概念が盛り込まれた。音響式信号機の導入が首都ダッカで行われ、他都市にも普及されつつある。また、ダッカ市建設規定（2008）は、設計段階において OPD 代表が担当室のメンバーとなり、ユニバーサルデザインの概念を組み込んでいる。駐車場からロビーまでをユニバーサルデザインとし、1 フロアに最低 1 つのアクセシブルトイレを設置すると規定している。ダッカにおいては、国立博物館、国会建物、国立スタジアム、ダッカ大学やその他の多くの民間の建物においてスロープ等の設置が進められている。

交通・移動面では、障害インクルーシブな運輸国家政策（Road Transport Act, 2018）[70]が策定されている。首都ダッカと第二の都市チッタゴン[71]間を結ぶ鉄道はユニバーサルデザインの基準で設計されている。

バリアフリー化の実態

バングラデシュ政府は公共の建物や大学、その他の多くの民間の建物においてスロープの設置を進めているが、依然として物理的アクセシビリティは改善されておらず、障害者がサービスを受ける上での大きな障壁となっている[72]。

[68] https://socialprotection.gov.bd/2024/11/social-protection-framework-for-persons-with-disabilities-in-bangladesh-draft/（参照 2026-3-26）
[69] RAPID (2025)
[70] http://bdlaws.minlaw.gov.bd/act-1262.html?lang=en（参照 2026-3-26）
[71] 正式名はチョットグラム（Chattogram）。
[72] CRPD Platform Bangladesh のパラレルポート（2020）による

総括所見では、アクセシビリティ（第 9 条）、移動の自由及び国籍（第 18 条）、移動の自由（第 20 条）において、特に農村地域の障害のある女性や子ども、及び難民が個人の移動に必要な移動補助具、支援機器、補助技術及びサービス（アクセシブルな交通機関やインフラを含む）を入手、使用、維持する際に直面する障壁について懸念を表し、以下を勧告している。

- 障害者が個人移動をするための高品質な移動補助具、支援機器、補助技術及びサービス（アクセシブルな交通機関及びインフラを含む）を手頃な価格で入手できるようアクセス上の障壁を撤廃し、それらの使用及び維持管理に関する必要な情報と訓練を提供する
- 関税の引き下げにより障害者が海外から支援機器を入手できる環境を整え、OPD と協議しながら、手頃な価格で製造・修理する手段の開発を継続する
- アクセシビリティに関する国家戦略を策定し、実施する。これによって、難民を含む障害者が、都市部及び農村部において、物理的環境、交通、情報通信（ICT 及びシステムを含む）、その他の施設及びサービスへのアクセスを促進する
- アクセシビリティに関する既存の政策及び規則、特に 2013 年障害者権利保護法の効果的な実施を確保し、OPD の完全かつ効果的な参加と協議を得て、進捗状況を測定するための監視メカニズムを構築する

⑦ 情報アクセシビリティ

情報保障については、国営テレビ放送の Bangladesh TV 及びいくつかの民間放送がニュース番組において手話支援サービスを開始している。同プログラムは手話話者の情報保障だけでなく、全国民に対して障害者や手話にかかる啓発も行っている。ICT 国家政策（National ICT Policy 2018）や情報権利法（Right to Information Act, 2009）[73]は、障害インクルーシブな政策であり、特に視覚障害者の情報アクセスを保障している。情報通信技術のアクセシビリティの改善も進められ、電気通信・情報技術省がアクセシビリティのためのデジタルサービス及びウェブデザインガイドライン 2022（Digital Service and Web Designing Guideline for Inclusive Accessibility 2022）[74]を策定している。2006 年に内閣府と電気通信・情報技術省の情報通信技術局が実施機関となり UNDP の支援で開始された「情報アクセス（Access to Information。以下、「a2i」という。）」は、情報技術の適切な活用を通じて、差別のない包摂的な社会を構築することを目標としている。「誰一人取り残さない」理念のもと、a2i は活動範囲と重点分野を拡大し、2020 年に「イノベーションへの志（Aspire to Innovate）」へと名称を変更した。

総括所見では、表現及び意見の自由、情報へのアクセス（第 21 条）において、特に農村地域の障害のある女性や子ども、及び難民が個人の移動に必要な移動補助具、支援機器、補助技術及びサービス（アクセシブルな交通機関やインフラを含む）を入手、使用、維持する際に直面する障壁について懸念を表している。

[73] http://bdlaws.minlaw.gov.bd/upload/act/2021-11-17-11-22-38-37.-The-Right-to-Information-Act-2009.pdf（参照 2026-3-26）
[74] https://ictd.gov.bd/pages/notices/69414b39c4774958d7b560af（参照 2026-3-26）

- バングラデシュ手話が聴覚障害者の公用語として十分に認められていない。司法手続きや公的行事で使用される訓練を受けた手話通訳者の数が限られている
- 特に地方及び遠隔地域において、点字や簡易読み物、触覚コミュニケーション、アクセシブルなマルチメディア、及び文書、音声、人による読み上げ、補助代替コミュニケーション手段・方法・形式（アクセシブルな情報通信技術を含む）など、障害者向けのアクセシブルな形式の情報が不足している
- 聴覚障害者、視覚障害者及び弱視者のニーズに対応するための、アクセシブルな民間・公共ウェブサイトの数、テレビ番組向けの字幕、手話通訳及び音声解説が不足している
- 点字や簡易読み取り形式、触覚コミュニケーション、アクセシブルなマルチメディア、その他の補助代替コミュニケーション手段・形式の応用に関する手話通訳者やその他の専門家への研修を提供するための資金が不足している

⑧ 防災

災害多発国であるバングラデシュでは、災害規則（Standing Orders on Disaster）が作成され（2010、2019）[75]、防災準備から災害発生時、発生後の障害者への対応について具体的な活動が記されている。防災救援省（Ministry of Disaster Management and Relief）が主導する国家災害管理計画は、2008年計画（2008-2015）[76]から社会的弱者への配慮がなされ、対象として障害者が包含されている。避難時及び避難場所における支援へのアクセスの困難等に配慮し、個別の計画を策定していた。2015年計画[77]では、「災害と障害者」という項目が立てられ、防災段階において障害者の性別及び障害の種類を含むすべての情報を把握すること、全地域における障害のある代表者を任命すること、災害時に設置されるインフラストラクチャを障害者及び高齢者が使いやすいように設計することが明記された。2016年計画[78]では、8つの目的の1つとして、すべての計画及びプログラムにおける障害者を含む社会的弱者の包摂の保障が明記された。

バングラデシュでは、難民として登録されたロヒンギャ難民、及び未登録の多くのミャンマー人が生活しており、多くの障害者が含まれており、国連難民高等弁務官事務所（The Office of the United Nations High Commissioner for Refugees。以下、「UNHCR」という。）、国際移住機関、及びヒューマニティ＆インクルージョン（Humanity & Inclusion。以下、「H&I」）のような人道支援組織によりサービスが提供されている。

国際 NGO の PRDH（Planète Réfugiés-Droits de l'Homme）及びパリ国際問題高等研究所（The Institut des Hautes Études internationale）によるパラレルレポート（2020）は、防災及び

[75] https://www.preventionweb.net/files/18240_sodapprovedbyndmb.pdf?startDownload=true、https://reliefweb.int/report/bangladesh/government-people-s-republic-bangladesh-standing-orders-disaster-2019（参照 2026-3-26）
[76] https://www.preventionweb.net/files/9472_NationalPlanforDisastermanagement.pdf?startDownload=true
[77] https://lpr.adb.org/resource/national-plan-disaster-management-draft-2021-2025-bangladesh（参照 2026-3-26）
[78] https://reliefweb.int/report/bangladesh/bangladesh-national-plan-disaster-management-2016-2020-building-resilience-sustainable-human-development（参照 2026-3-26）

災害時における障害者対応について以下の懸念を示している。

- 障害者に対して避難所に関するすべての情報を提供し、特に聴覚障害者及び視覚障害のために、障害の種類ごとに適切でアクセス可能な形式で配布すべきである
- 災害時ボランティアは、すべての障害者とコミュニケーションをとるための専門的な訓練を受けていない。政府は、聴覚及び言語障害のある人のためのアクセス可能な情報提供システムを有していない
- 2019 年の災害規則は、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、障害当事者と OPD の参画を認めているが、その実施は非常に限定的である
- 災害センターにおける障害者の平等で安全なアクセスを保障すべきである
- 物理的なアクセシビリティを確保し、障害者の支援方法について責任者を対象とした訓練を実施するべきである
- 災害管理について、障害者の障害種別ごとにニーズ調査を実施すべきである
- 災害管理及び人道支援に障害者を含める。 難民／国内避難民キャンプのアクセシビリティ監査は障害者を含めて実施すべきである
- 災害管理・人道支援において障害者を包摂すべきである。難民キャンプにおけるアクセシビリティの監査を障害者と相談しつつ進めるべきである
- 障害者を受け入れる避難所の近くに給水所、衛生施設、流通サイト等を設置し、それらへのアクセスを改善すべきである
- 緊急事態への準備、対応について地域レベルの組織の研修を確実に実施し、これらに障害者を参加させるべきである

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[79]

バングラデシュは 2007 年に CRPD を批准し、2008 年に選択議定書を批准した。2017 年 4 月に障害者権利委員会に初回の政府報告書を提出し、2022 年 10 月に総括所見が発出された。次回の政府報告書提出期限は 2029 年 12 月である。

総括所見は、以下の点を肯定的な側面として評価している。

- 110 万人以上のロヒンギャ難民を一時的に受け入れ、その中に多数の障害者が含まれていること
- 障害者権利保護法（2013）及び障害者権利保護規則（2015）の制定
- CRPD のベンガル語への翻訳、及び条約の子ども向け版（child-friendly version）の作成
- 発達障害者保護信託法（2013）の制定
- 発達障害に関する国家戦略計画の策定
- ASD リソースセンターの設立

一方で、2-3 に述べた事項を除き、特に以下の点に対して懸念を表明している。

- 特に農村部や僻地において、ハンセン病患者、障害のある女性や女児、知的障害、心理社会的な障害のある人々に対して偏見、スティグマ、固定観念、蔑称の使用、差別が広く蔓延している

また、以下の点を強く要請している

- 政府報告の作成に際して、市民社会組織、特に OPD を関与させる
- 総括所見を、NGO や OPD、障害者本人及びその家族を含め、手話を含む国語および少数民族言語、わかりやすい版を含むアクセシブルな形式で広く普及させ、政府の人権関連ウェブサイトで公開する

パラレルレポート[80]として複数の市民団体より指摘された課題及び推奨事項のうち、保健・医療、教育、就労、移動、情報保障、ジェンダーについては、「5. 障害者が直面する障壁・ニーズ」で述べる。それら以外の分野にかかる課題として、「平等と無差別」、「意識啓発」、「生命に対する権利」、「法の前に等しく認められる権利」、「司法の利用の機会」、「身体の自由及び安全」、「拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由」、「搾取、暴力及び虐待からの自由」、「個人をそのままの状態で保護すること」、「家庭及び家族の尊重」、「政治的及び公的活動への参加」、「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」、「統計及びデータ収集」、「国内における実施及びモニタリング」について多様な

[79] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=LAO&Lang=EN（参照 2026-3-15）

[80] 複数のパラレルレポートが提出されている。①CRPD Platform-Bangladesh（2022），②The National Level Advisory Committee (2022)，③Human Rights Watch (2022)，④Jatiyo Trinomul Pratibandhi Sangstha (2020)，⑤Planète Réfugiés-Droits de l'Homme and the Institut des Hautes Études internationale (2020)，⑥CRPD Platform-Bangladesh (2019)，⑦Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2019)，⑧The Leprosy Mission Bangladesh and Protibondhi Nagorik Shangathaner Parishad (2019)

指摘がある。

3－2. マラケシュ条約実施状況

バングラデシュは 2022 年 9 月にマラケシュ条約に加盟した。国内における関連する法制度・政策として、マラケシュ条約採択以前は、情報権利法（2009）及び ICT 国家政策（2009）が挙げられる。アクセスしやすい情報の提供について明記され、情報への権利法が制定された一方で、障害者にとって公平かつインクルーシブな ICT とする政策策定がなされた。バングラデシュでは 2000 年に著作権法が制定されているが、書籍や出版物をアクセシブルな形式（点字、音声）で印刷できるようにする免除条項、及び障害者の包摂を確保するための ICT 政策は含まれていない。

CRPD Platform-Bangladesh によるパラレルレポート（2020）では、視覚障害者の著作物へのアクセスについて以下の指摘がなされている。

- 法的な情報や啓発資料が、点字、拡大印刷、簡単な説明、手話等のアクセシブルな形式により、印刷物・電子メディア・アクセシブルなウェブサイトを通して、提供されるべきである。
- 著作権法（2000）を改定し、書籍や出版物をアクセシブルな形式（点字、音声）で印刷できるようにする免除条項と、障害者の包摂を確保するための情報通信技術政策を含めるべきである。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局 SDGs 指標データベースによると、指標 1.3.1「社会保障制度によって保護されている人口の割合」において、2021 年時点における重度障害者の障害手当受給割合は 43.5%と、2015 年時点の 18.6%から大きな改善がみられる[81]。障害のある児童・生徒向けに整備された施設や教材を利用できる小学校の割合も、2020 年の 20.4%から 2024 年の 48.9%と改善した。

バングラデシュ政府は、2017 年、2020 年及び 2025 年に各国政府が SDGs（持続可能な開発目標）の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review: VNR）を行った。第 3 回 VNR 報告書（2025）では、障害者の権利とアクセシビリティの実現というタイトルが設けられている。障害者の憲法上の保障は存在するものの、医療、教育、雇用、市民参加の機会を得る上で体系的な障壁に直面しており、「誰一人取り残さない」という SDGs の目標に反するものであると評価している。不十分なインクルーシブデザインやインフラのため、障害者は依然として公共サービスへのアクセスにおいて課題に直面しており、デジタルサービスの不足が状況をさらに悪化させている。これらの問題に対処するためには、公共インフラにおけるユニバーサルデザインの義務化や、医療従事者向けの専門的な研修が不可欠であるとしている。教育分野では、障害のある子どもや、後進地域の先住民の生徒といった周縁化されたグループが十分に包含されておらず、公平な教育へのア

[81] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-3-27）

クセスを得るための取組は依然として困難を極めている。労働市場の不平等は依然として続き、男女間の賃金格差や賃金上昇の鈍化が見られる。2023 年には、ほとんどの分野で女性の所得が男性を下回っていた。特に高齢の女性における格差が顕著であり、65 歳以上の女性の所得は、同年齢層の男性に比べて 70%も低い。2022 年の 15 歳以上の障害者の雇用率はわずか 27.29%にとどまっている。法改正においては、CRPD の選択議定書の批准及び障害者プログラムのための地方予算の確保に焦点を当てるべきであるとしている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

バングラデシュ政府は、1984 年に国連女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW」）を批准した。最新の総括所見は 2016 年に発出された。同所見はバングラデシュ政府が、以前の公約にもかかわらず、条約第 2 条の差別撤廃のための包括的義務、及び第 16 条第 1 項(c)の婚姻・家族関係における平等に対する留保を撤回するための措置を講じておらず、具体的な期限を定めて撤回するための措置を講じるよう勧告した。これに対し 2020 年にバングラデシュ政府から、追加の報告が出されている[82]。自国の法的枠組や社会・制度的状況に最も適したアプローチを決定しているが、期待される成果をもたらすよう実施に移す必要性を認識している。交差性に対する認識が徐々に高まっていることもあり、様々なレベルで割当制を導入し、徐々に同法の制定に向けて進展していると報告している。

バングラデシュ政府は、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of Child。以下、「CRC」という。）を 1990 年に批准した。最新の総括所見は 2020 年に発出された。同所見は、2013 年の障害者権利保護法が、障害者、特に障害のある女性及び女児、心理社会的及び知的障害のある者、ハンセン病の影響を受ける者に対して十分な保護を提供していないこと、また、障害の概念が、人権に基づく障害のモデルに完全には沿っていないことに懸念を表明している。同法を見直して、法律、政策、戦略及び行動計画を条約と整合させるよう勧告している。

また、バングラデシュ政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の人と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（ILO159 号条約）[83]を批准していない。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[84]

【技術協力プロジェクト】

---

[82] Information received from Bangladesh on follow-up to the concluding observations on its 8th periodic report (2922)（https://digitallibrary.un.org/record/3891290?ln=en&v=pdf）（参照 2026-3-27）

[83] Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention、1985 年発効

[84] JICA 国別事業一覧（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/laos.html）、外務省国別約束情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html）を基に記載。

・ ダッカ交通安全プロジェクト（2021～2025）
・ 障害者の社会参加（国別研修）（2023、2024）
・ ボランティア派遣

【無償資金協力】
・ 第四次初等教育開発計画 (PEDP4)（2018-2023）、第三次初等教育開発計画（2022～2017）、第二次初等教育開発計画（2004～2010）、初等教育開発計画（1998／99）
・ バシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための医療・保護支援及びコックスバザール県における治安対策 強化計画（UNHCR 連携）（2022、2023、2025）
・ バシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民に対する食糧・栄養支援及びコックスバザール県におけるホストコミュニティのための農業インフラ改善計画（WFP 連携）（2022、2023、2025）
・ バシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びノアカリ県におけるホストコミュニティに対するジェンダーに基づく暴力への対応及び母子保健支援計画（国連人口基金（United Nations Population Fund: UNFPA）連携）（2022、2024）
・ バシャンチャール島及びコックスバザール県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための総合生活支援計画（UNICEF 連携）（2022、2023、2024）

【有償資金協力】
・ チョットグラムーコックスバザール道路整備事業（2023）
・ ダッカ都市交通整備事業（2013、2016-、2018-、2020-、2022-）
・ 南部チョットグラム地域開発事業（2022）

【外務省草の根・人間の安全保障無償資金協力】
・ ポリシャル県貧困障害者用リハビリ施設建設計画（2017）
・ モウロビバザール県障害者用リハビリ施設建設計画（2019）

• 他ドナー
【国際機関】
ILO
・ ディーセント・ワークプログラム（Decent Work Country Programme for Bangladesh）（2022～2026）[85]
国際連合障害者の権利のための国連パートナーシップ（UN Partnership on the Rights of Persons with Disabilities: UNPRPD）
・ CRPD 及び障害インクルーシブな SDGs 実施を加速するための国連共同事業（UN joint collaboration to accelerate implementation of CRPD and disability inclusive SDGs）
国連女性機関（UN Women）
・ 障害者の社会参加に関する現行法のジェンダー視点に基づく分析及び CRPD 実施に向け

[85] https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40asia/%40ro-bangkok/%40ilo-dhaka/documents/publication/wcms_857815.pdf（参照2026-3-23）

た政府・市民社会組織の能力強化（Gender responsive analysis of existing legislation and gaps in implementation for disability inclusion, capacity building of government and civil society organizations in CRPD implementation）(2022～2023)[86]

アジア開発銀行（Asian Development Bank）

・南アジアにおける健康、ウェルビーイング、ジェンダー平等の促進に向けたアクセシブルな支援技術（Accessible Assistive Technology for Promoting Health, Well-being, and Gender Equality in South Asia）（2023～2026）

【二国間援助機関】

米国国際開発庁（United States Agency for International Development: USAID）

・“ともに学ぶ”プロジェクト（Shobai Miley Shikhi Activity (Everyone Learns Together)）(2022～2026) [87]

カナダ政府、ILO

・雇用及び生産性能力向上のための技能開発プロジェクト（Bangladesh Skills for Employment and Productivity）(2013～2019) [88]

【国際 NGO】

H&I

・ロヒンギャ難民支援及び自然災害防災事業において障害のある難民の配慮。OPD の能力向上、障害者の経済的包摂事業、法的支援、障害者リソースセンター支援、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）等を実施。

Sightsavers

・白内障治療、障害者の権利にかかる事業を実施。

Leonard Cheshire Disability

・保健、教育、生計、技術訓練、自営、権利促進等に係る事業

国際赤十字

・医療リハビリテーションにかかる支援実施。

CBM

・災害等の緊急時の障害インクルーシブな対策について支援実施。

日本財団

・バングラデシュ政府による「2030 年までのハンセン病ゼロ・イニシアチブ」への支援

[86] https://www.impactpool.org/jobs/847529（参照 2026-3-23）
[87] https://bd.usembassy.gov/28832/（参照 2026-3-15）
[88] https://www.ilo.org/projects-and-partnerships/projects/bangladesh-skills-employment-and-productivity-b-sep（参照 2026-3-26）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

バングラデシュの OPD は、CRPD のパラレルレポート作成のためのプラットフォームを形成しており、加盟団体は 50 機関にのぼる。同プラットフォームは、2022 年にパラレルレポートを提出している。取組分野は、啓発、教育、保健、技能開発、法律支援など多岐にわたり、政府の関連政策・戦略・行動計画等の策定に意見表明の機会を持つ。資金源は、国際機関や国際 NGO の助成プログラムに依存していることが多い。

団体名	概要
バングラデシュ障害者福祉協会（Bangladesh Protibandhi Kallyan Somity: BPKS） https://bpksbd.org/	障害者の権利促進を目指す組織。OPD 育成を含む権利にかかる総合的な事業を実施している。1985 年設立。
バングラデシュ障害者開発基金（Bangladesh Disabled Development Trust: BDDT） https://bddt.org/	障害者支援を目的とし、人権・教育・雇用・リハビリテーション等の活動を実施している。新型コロナウイルス感染症パンデミック時において、物資配布等の緊急支援を実施した。
障害福祉サービス・情報提供センター（Center for Services and Information on Disability: CSID） https://www.csid-bd.com/	障害児者の権利という観点を持ち教育・保健・雇用等、様々な事業を実施。1997 年設立。
ろう者・手話話者協会（Society of the Deaf and Sign Language Users: SDSL） https://www.facebook.com/societyofthedeafandsignlanguageusers	手話話者の当事者組織であり、権利にかかる様々な活動を実施。2008 年設立。
視覚障害者協会（Visually Impaired People's Society: VIPS） https://vipsbd.org/	視覚障害者のエンパワメントを目的とする OPD。2005 年設立。
障害女性開発財団（Women with Disabilities Development Foundation: WDDF） https://www.facebook.com/p/Women-with-Disabilities-Development-Foundation-WDDF-100064501283904/	障害女性当事者組織。障害女性の権利・教育・保健・雇用等に関する活動を実施。2007 年設立。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
アクセス・バングラデシュ財団（Access Bangladesh Foundation）https://www.accessbangladesh.org/	教育・雇用・保健・地域エンパワメント等の事業を実施している。2008 年設立。
アクションエイド・バングラデシュ（Action Aid Bangladesh）https://actionaidbd.org/	企業における障害のある若者のロールモデル育成事業等、雇用にかかる事業を実施。
ADD バングラデシュ（Action on Disability and Development Bangladesh）https://www.facebook.com/ADD.international.Bangladesh/	国内 64 県の障害者活動家 25 名の育成に取り組んでいる。
盲児支援協会（Assistance for Blind Children）http://assistblindchildren.com/	1980 年代から Sightsavers や欧州連合（European Union: EU）の支援の下、CBR 事業を実施してきた。
バングラデシュ盲人ミッション（Bangladesh Blind Mission）https://bbm-bd.org/	現地パートナーである CDD とともに障害者リーダー育成に焦点をおいた活動をしている。
バングラデシュ法律援助サービス信託（Bangladesh Legal Aid and Services Trust）https://blast.org.bd/	貧困層及び疎外された人々の法制度へのアクセス改善を目指す組織。1993 年設立。
バングラデシュ障害者財団（Bangladesh Protibondhi Foundation）https://www.bpfbd.org/	障害児の自立とより良い生活を目指す組織。活動分野は教育・保健・リハビリ・雇用等。1984 年設立。
障害・開発センター（Centre for Disability in Development: CDD）https://cdd.org.bd/	1996 年設立。政府・非政府 350 組織と連携し、障害インクルーシブな世界を目指す組織。
麻痺者リハビリテーションセンター（Centre for the Rehabilitation of the Paralyzed）https://www.crp-bangladesh.org/	医療、リハビリテーション等のサービス提供を中心に、アドボカシー、ネットワーキングにも注力。
障害児財団（Disabled Child Foundation）	障害児・者の人権にかかる活動を実施する組織。2005 年設立。

https://www.facebook.com/dcf05/	
障害リハビリテーション・研究協会（Disabled Rehabilitation and Research Association） https://www.drra-bd.org/	障害者の権利の保護と促進のために活動する組織。主活動は保健・教育・雇用等。1993 年設立。
インパクト財団バングラデシュ（Impact Foundation Bangladesh） https://impactfoundationbd.org/	障害と貧困からの自由を目指す組織。保健分野に力を入れている。1993 年設立。
マヌシェル・ジョンノ財団（Manusher Jonno Foundation） https://www.manusherjonno.org/	障害者を含む疎外された人々の人権にかかる様々な活動を実施する組織。2002 年設立。
全国障害女性協議会（National Council of Disabled Women） https://ncdwbd.org/	障害女性団体の強化及びネットワーキング、啓発活動、技術訓練等を主な事業とする全国組織。
障害者支援団体全国フォーラム（National Forum of Organizations Working with the Disabled） www.nfowd.net	1991 年設立の全国的な障害シンクタンク。障害者の権利と利益の保護と促進を目的に、国家政策の策定と関連法の制定を政府に働きかけている。約 400 名の加盟団体を有する。ジャティヨ・プロティボンディ・ウンナヤン財団及び全国社会福祉評議会の理事会メンバーを務める。アジア太平洋障害者フォーラムのメンバーであり、CRPD に関する認定 NGO である。
全国草の根障害者組織（National Grassroots and Disabilities Organization）https://ngdobd.org/	23 県で活動する障害者支援の草の根 100 組織のネットワーク。障害者の権利とインクルージョンの促進を目的とする。250,000 名の会員を有する。
障害者教育・インクルージョン協会（Society for Education & Inclusion of the Disabled） https://seidbd.com/	障害児・者の権利にかかる活動をする組織。主対象は ASD・ダウン症・脳性まひ・知的障害のある人々。2003 年設立。
知的障害者福祉協会（Society for the Welfare of the Intellectually Disabled） https://swid.org.bd/page?id=17	知的障害・脳性まひ・ダウン症・コミュニケーション及び行動障害者を対象とした支援組織。1977 年設立。
社会行動におけるユースパワー（Youth Power in Social Action ） https://ypsa.org/	障害者を含むあらゆる人々の貧困のない社会を目指して活動する組織。1985 年設立。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[89]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

バングラデシュでは、障害者が安心して医療サービスを受けられる制度・施設が不足している。特に性と生殖に関する健康と権利、並びに HIV/エイズ予防に関連するサービス、関連情報の提供が不足している。現在の保健政策には、障害者、特に障害女性のための医療サービスが十分に組み込まれていない。ハンセン病の罹患者や障害のある移民及び難民のためのアクセシブルな病院及び保健センターも不足している。

こうした状況から、保健・家族福祉省には、障害者権利保護法（2013）の規定を厳格に遵守し、障害者のための質の高い医療サービスを維持することが求められている。同時に、低所得層の障害者が無料の医療にアクセスするための監視システムの構築が必要である。

他方、障害のある患者がすべての病院、産科及び診断センター、医療機関、地域の診療所にアクセスできるよう、国家建築基準法（2008）及び障害者権利保護法（2013）に準拠し、移動の自由とコミュニケーションが保障されたアクセシブルな医療施設の整備が必要である。さらに、医療従事者に対する障害者治療の専門的な研修も不可欠である。具体的には、医学教育カリキュラムやシラバスへの障害関連事項の組み込み、手話通訳者の育成による聴覚障害や言語障害のある患者とのコミュニケーション確保が挙げられる。加えて、脊髄損傷等により特別な配慮を必要とする障害者の治療や対応について、法的義務への理解を深めるとともに、共感的な行動と前向きな態度を醸成するため研修の実施や、障害のある妊婦へ適切な医療を提供し、妊娠・出産・産後における障害の発生を防ぐための医療専門家の育成と能力向上も求められている。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

障害児の教育においては、子どもの機能障害、両親の無関心、経済的な問題等による就学率の低さとドロップアウトが大きな課題である。男子と女子の就学率の格差も大きい。障害児の未就学率は障害のない児童・生徒より著しく高く、また中等・高等教育への進学率も低い。教員の障害理解や指導能力の不足、学校の合理的配慮、児童・生徒に応じた適切な教材や ICT の不足等により、効果的な十分な学習が困難なケースもある。また、学校施設のアクセシビリティの低さも指摘されている。支援団体からのインタビュー[90]によると、学校までの登校が困難な障害児に対しては、アウトリーチによる学習支援が試行されており、他地域への拡大が期待されている。

また、バングラデシュでは障害に対する差別や偏見、スティグマは色濃く存在しているとされ、障害登録も十分に進んでいない状況がある。加えて、教育政策においては、特別支援教育とインクルーシブ教育の両方で障害児・者の教育を促進するとされている。特別学校下での就学が適切と判断された場合でも、学校数が限られているために、支援体制が未整備である通

[89] 複数のパラレルレポートを基に記載。
[90] 支援団体 Centre for Disability in Development の Nazmul Bari 氏へインタビュー（2026 年 3 月 19 日）

常学校に就学する事例もある。政府が掲げるインクルーシブ教育の実装のためには、個別のニーズに応じた指導、それを支える財政支援と実施体制の構築に加えて、国民の意識改革も必要とされている。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

就労分野では、障害者の労働参加率が圧倒的に低いことが大きな課題であるとともに、男性と女性にも格差があることが課題である。また、男女ともに大半は農業分野のインフォーマルセクターに従事している。教育・職業訓練から雇用へと効果的な移行を目指すためには、基礎教育への就学と修了を確保することが必要となる。支援団体からのインタビュー[91]によると、職業訓練校への入学には、障害者の割当制度が規定されているものの、満たされていないことが多い。

公務員には障害者と孤児の 10%クオータ制度が設けられているが、その充足状況が十分でないこと、また達成状況のモニタリングが不十分であることが指摘されている。入学や採用試験、就労のすべての段階において、個別の障害者のニーズに応える合理的配慮が十分に提供されていない。障害者権利保護法では雇用分野における障害者差別を禁止しているが、就労後も、配属や賃金等で様々な差別が生じており、差別に対する救済を確実にするための措置は講じられていない。また、障害のある被雇用者を職場でのハラスメントから保護するための法的規定も存在しない。雇用主の違反行為に対する法的ペナルティを明確化するとともに、不十分な補償額を引き上げること、加えて雇用主の意識向上を促す啓発イニシアチブを構築することの必要性が指摘されている。公的部門と民間部門で雇用されている障害者の割合を追跡するためのデータベースの構築も必要とされている。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動に関しては、法整備とインフラのユニバーサルデザイン化が大都市から徐々に進んでいる。しかしながら農村部や遠隔地を含む大半の地域では、アクセシブルな交通サービスは整備されておらず、障害者が利用できる移動手段は極めて限られている。これによって、医療や教育へのアクセスに加えて就労の制限にもなっている。計画・デザイン段階から OPD が参画し、法や戦略・行動計画がどのように実装できるかをともにモニタリングしていく体制の構築が期待される。パラレルレポートでは、アクセシビリティ関連法のモニタリング報告書の公表、公務員に対する障害者のためのアクセシビリティに関する研修の実施、質の高い移動のための支援機器の国内市場での生産・入手の促進と保障、アクセシビリティ関連法の都市部から農村部への普及展開が指摘されている。

[91] 支援団体 Centre for Disability in Development の Nazmul Bari 氏へインタビュー（2026年3月 19 日）

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報保障については、法整備と実態の乖離があり、障害者が必要な情報にアクセスできない状況が見られる。手話通訳、点字、やさしい言語などのアクセシブルな情報提供が不足しており、医療、教育、苦情処理、司法など多様な場面でコミュニケーションの困難が生じている。また、手話通訳者の不足やアクセシブルな情報通信技術の不足、予算不足により、特に地方及び遠隔地において十分な支援が提供されていない。加えて、障害種別に応じた情報保障も不十分である。情報へのアクセスが限られていることにより、制度やサービスに関する情報が障害者本人に届かず、法律上の権利や支援制度が存在しても利用されない状況が生じている。ICT国家政策や情報権利法が掲げる「誰一人取り残さない」理念を具体化するため、実効性のある情報保障の実装が求められている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

障害女性への支援については、障害とジェンダーの交差性から状況を把握し、支援策を講じる必要性が認識されつつある。バングラデシュでは、障害に対する固定概念やスティグマと女性であることからの差別・格差が根強いとされる。CEDAW の総括所見は、差別法や家族法の改正、婚姻内を含むあらゆる形態の性的虐待を犯罪とする法律の遅滞ない採択を勧告している。CRPD の総括所見においては、一般原則及びほぼすべての分野の懸念・勧告で、ジェンダー配慮、女性・女児の差別、虐待の禁止が挙げられている。政策決定や社会参加の機会が限定的で障害女性の声が反映されにくい状況にあるが、当事者団体や支援団体等が団結し、意思決定過程への参加の機会を積み上げていくことで、障害のある女性・女児の権利を実現していくことが強く求められている。

6. 参考資料

CRPD Platform-Bangladesh（2019）*Alternative Report on the Status of Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Bangladesh*.

CRPD Platform-Bangladesh（2022）*Updated Alternative Report on the Status of Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Bangladesh (2020-2022)*.

Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2019) *Briefing on Bangladesh for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 11th Pre-Sessional Working Group, April 2019*.

Government of Bangladesh (2012) *CRC periodic report submitted by Govt. of Bangladesh*.

Government of Bangladesh (2016) *CEDAW Follow-up Report submitted by Govt. of Bangladesh*.

Government of Bangladesh (2017) *Initial report submitted by Bangladesh under article 35 of the Convention, due in 2010 (CRPD/C/BGD/1)*.

Government of Bangladesh (2020) *Replies of Bangladesh to the list of issues in relation to its initial report (CRPD/C/BGD/RQ/1)*.

Government of Bangladesh (2020) *CEDAW information received from Govt. of Bangladesh on follow-up to the concluding observations on its 8th periodic report*.

Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2022) *Report on National Survey on Persons with disabilities (NSPO) 2021*.

Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2023) *Final Report, Household Income and Expenditure Survey (HIES) 2022*.

Government of Bangladesh, Bureau of Statistics (2025) *Population and Housing Census 2022*.

Government of Bangladesh, Cabinet Division (2024) *National Social Security Strategy (NSSS), Action Plan (2021-2026) Phase II, Progress Report 2024*.

Government of Bangladesh, Cabinet Division and General Economic Division/UNDP/Australian Aid (2024) *Draft Social Protection Framework for Persons with Disabilities in Bangladesh*.

Government of Bangladesh, Cabinet Division and General Economic Division/UNDP/Australian Aid (2025) *National Conference on Social Protection 2025, Comprehensive Report*.

Government of Bangladesh, Cabinet Division and General Economic Division/UNDP/Australian Aid (2020) *Situation Analysis: A Perception Study on Persons with Disabilities in Bangladesh*.

Government of Bangladesh, General Economic Division, Planning Commission (2015) *7th Five Year Plan FY2016-FY2020, Accelerating Growth, Empowering Citizens*.

Government of Bangladesh, General Economic Division, Planning Commission (2020) *8th Five Year Plan July 2020-June 2025, Promoting Prosperity and Fostering Inclusiveness*.

Government of Bangladesh, General Economic Division, Planning Commission (2015) *National Social Security Strategy (NSSS) of Bangladesh*.

Government of Bangladesh, General Economic Division, Planning Commission (2018) *Action Plan, Implementation of National Social Security Strategy (NSSS) of Bangladesh, 2016-2021*.

Government of Bangladesh, General Economic Division, Planning Commission (2022) *Action Plan for Implementation of National Social Security Strategy (NSSS) of Bangladesh, Phase II (2021-26)*.

Government of Bangladesh, General Economic Division, Bangladesh Planning Commission (2023) *2nd National Action Plan of Ministries/Divisions by Targets for the Implementation of SDGs*.

Government of Bangladesh, Ministry of Education (2010) *National Education Policy 2010*.

Government of Bangladesh (2020) *Education Sector Plan (ESP) for Bangladesh, FY 2020/21 – 2024/25*.

Government of Bangladesh, Ministry of Health and Family Welfare (2017) *4th Health, Population and Nutrition Sector Program Jan. 2017 – Nune 2022, Program Implementation report 2017*.

Government of Bangladesh, Ministry of Health and Family Welfare (2023) *Strategic Investment Plan (SIP) for 5th Health, Population and Nutrition Sector Program (2024-29)*.

Government of Bangladesh/ILO/Canada (2019) *B-SEP Achievements, Promoting Market Driven Employable Skills, Highlights of the Bangladesh Skills for Employment and Productivity (B-SEP) Project 2014-19*.

Government of Bangladesh/ILO/Bangladesh Employers' Federation (BEF)/ National Coordination Committee for Workers' Education (NCCWE (2023) *Decent Work Country Program for Bangladesh 2022-2026*.

Government of Bangladesh, Bureau of Statistics/UNPRPD/ILO (2025) *Disability Insights from Labour Force Survey (DILFS) 2022*.

Government of Bangladesh, Ministry of Disaster Management and Relief (2020) *Standing Orders on Disaster 2019*.

Jatiyo Trinomul Pratibandhi Sangstha (2020) *List of Issues in Relation to the Initial Report of Bangladesh: Replies of Bangladeshi DPOs, NGOs and INGOs to the List of Issues*.

Human Rights Watch (2022) *Human Rights Watch Submission on Bangladesh to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities 27th Session*.

ILO (2024) *World Social Protection Report 2024-26*.

ILO (2024) *Persons with Disabilities in Bangladesh: Addressing Gaps in Data, Social Protection,*

and Employment Accessibility.

The Leprosy Mission Bangladesh and Protibondhi Nagorik Shangathaner Parishad (2019) *Joint submission of The Leprosy Mission Bangladesh and Protibondhi Nagorik Shangathaner Parishad (National Network of DPOs) to the 11th Pre-Session of the CRPD Committee*.

The National Level Advisory Committee (2022) *Alternative Report on the implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities to advance the rights of women and girls with disabilities in Bangladesh*.

Planète Réfugiés-Droits de l'Homme and the Institut des Hautes Études internationale (2020) *Shadow Report to the Committee on the Rights on the Rights on of Persons with Disabilities 23rd Session.*

Rahman, M., Rana, M.S., Rahman, M.M., and Khan, M.N. (2024) *Exploring access to social protection by persons with disabilities in Bangladesh*.

RAPID (2025) *Policy Brief: Persons with Disabilities in Bangladesh: Addressing Gaps in Data, Social Protection and Employment Accessibility*.

The Disability Alliance on SDG, Bangladesh (2017) *Voluntary National Report on Sustainable Development Goals, Issues and Concerns of Persons with Disabilities.*

UNPRPD/UN Bangladesh (2022) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Bangladesh, Country Report.*

UNICEF Regional Offices for South Asia (2021) *Disability- Inclusive Education Practices in Bangladesh.*

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2022) *Concluding observations on the initial report of Bangladesh* (CRPD/C/BGD/CO/1).

UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW) (2016) *Concluding Observations on the eighth periodic report on Bangladesh.*

UN Convention on the Rights of the Child (CRC) (2015) *Concluding Observations on the fifth periodic report of Bangladesh.*

World Bank (2019) Program Brief: Allowances for the Financially Insolvent Disabled.

World Bank/UK Aid/Innovation to Inclusion(i2i) (2021) *Policy Recommendations of Accelerating Inclusive Employment of Persons with Disabilities in Bangladesh.*